

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング (MOX 施設 (1-135))」

2. 日時：令和4年6月17日(金) 13時30分～16時30分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、津金主任安全審査官、岸野主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、藤原主任安全審査官、上出安全審査官、瀬戸川安全審査専門職、森野安全審査専門職

日本原燃株式会社 須田 執行役員 他14名

東京電力ホールディングス株式会社 原子燃料サイクル部

サイクル技術G チームリーダー

日本原子力発電株式会社 発電管理室 炉心・燃料サイクルグループ 主任

中国電力株式会社 電源事業本部 原子力安全技術 担当部長 他2名

中部電力株式会社 原子燃料サイクル部 サイクル戦略グループ 課長

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書(令和2年12月24日)

「日本原燃(株)から再処理事業所 MOX燃料加工施設の設計及び工事の計画

の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html

- ・ 令和4年6月10日、14日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	それではただいまから日本原燃株式会社とのヒアリングを開始します。
0:00:05	本日のヒアリングは令和2年12月24日に申請のあった設工認の申請について6月10日及び14日の提出資料をもとにヒアリングを行うものになります。
0:00:16	まず規制庁の出席者は、本庁からオオハシ、キシノ、モリノ、瀬戸川、
0:00:23	上V Xでの出席者がフジワラタカナシコサクハバサキカミデツガネとなります。
0:00:31	それでは日本原燃から出席者の生紹介と、議題の構成の確認、説明範囲、達成目標を説明してください。
0:00:40	はい。日本原燃仲間でございます。
0:00:43	日本原燃側の参加者を紹介いたします。
0:00:47	スダ。
0:00:49	タカマツ。
0:00:50	タニグチ。
0:00:51	イシハライトウ。
0:00:54	ヒロタニウチヤマサトウタカハシ。
0:01:00	トガシ。
0:01:01	関西、
0:01:02	ササキ、
0:01:04	ナカムラ、
0:01:05	キクチ、
0:01:07	ナカハマ、
0:01:08	以上となります。ありがとうございます。
0:01:13	それでは先日、
0:01:15	説明範囲と達成目標をお願いします。
0:01:18	はい。本日も説明さしあげます資料でございますけれども、
0:01:23	指針1.2 S s関係で、重大事故の、00-02及び地震0002。
0:01:31	を確認していただきたいと思います。
0:01:35	それでは説明を開始させていただきます。
0:01:39	よろしくをお願いします。
0:01:44	それでは説明をさせていただきます日本原燃谷口です。ちょっと先ほど画面に出ておまして今日十時の0002と地震の00-02、これらの内容のうち、1.2 S sに関係するところをご説明をさせていただきます。

0:01:59	まずはですね本日前回のヒアリングで、30条、重大事故等対象の中で今回1.2S sの対象をどういうふうにするかと。
0:02:10	いうことを記載しておったんですが実際にやる評価の内容は耐震評価であって、その耐震の内容がその30条の今の今田の当時の
0:02:21	記載の中にあまり含まれていなくてですねそれをちゃんと上流側できちんと述べるのが必要ですと。
0:02:27	いうことをコメントとしていただいていたと考えています。ですねまずはですね今回こういうふうを考えてこの資料構成全体をこういうふうにしましたというその全体の構成を最初にご説明をさせていただいた上で、
0:02:40	その構成に従ってあと実際記載本文と添付の中でどういうことを書いていると。
0:02:45	いろいろ順番に話をさせていただければと思います。
0:02:49	そうしますとまず資料の方は十時の00-02の方でございます。
0:02:55	こちらの通しページでいきますと56ページでございます。
0:03:00	この56ページのところに、地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計ということでここで1.2S sの内容を記載しています。
0:03:10	で、まず一番最初大きなところですね、この56ページのところ、基本設計方針、下半分ぐらいのところCポツというのがございます。これ以前の記載ですとか版の記載なんですけれども、
0:03:22	この(1)を戸川にある(1)との並列で(2)みたいな記載になっていたんですけれども、実際にポツポツポツでの重大事故に対処する、その所、常設のものでそれを支えるもの、
0:03:36	あとは可搬のものというところは並列になるだろうと。
0:03:39	ということでここに可搬型の記載を持ってきております。
0:03:44	その下(2)のところ地震力の算定方法というのがこれが今回追加をさせていただいた内容です。
0:03:53	以前のヒアリングで先ほど申し上げた通り、その地震の、に対するその設計の考え方が、この30条の記載の中にないと。
0:04:01	ということで我々としてまずは最初に十四条の記載をそのまま持ってくるかということも考えたんですが、今回のこの1.2S sの対象が、我々が事業許可の中で、
0:04:12	述べた約束事項に対する対応だと、ということでしたので、30条の対応の中で書いてある、その事業許可の中にある本文と添付書類の中で、
0:04:25	記載をされている事項を持ってこようと。

0:04:27	ということでこの同じページの二つ、右のカラムですかね、事業変更許可で添付5でこういうことを書いてますというのがございます。
0:04:35	これ従来のご説明ではここ全部灰色のハッチングをして、詳細な内容を添付書類で展開しますということにしておったんですが、これがきちんと今回基本設計方針の本文に書くと、だからこういうふうに耐震設計をしますと、
0:04:49	いうことを書くということでこれで今回、耐震に対する考え方をちゃんと30条の中に記載をするということで反映をさせていただきました。その内容もう本当に事業化で書いてる内容を、まずは全部、
0:05:03	27条の方で、中で書き切るということでそういったことで基本設計方針を構成をさせていただきました。
0:05:12	まず別紙の1で基本設計方針をそういうふうに修正をさせていただきました。
0:05:17	それに合わせてですね、当市同じ資料でいきますと98ページ目。
0:05:23	下から一つ目。
0:05:24	二つ目の方が上から二つ目からです。ごめんなさい。
0:05:29	のところに、今回の1.2節の対応の記載がございます。先ほど申し上げた耐震の記載を基本設計方針にふやしたことで、この内容を追加するというので今青文字で入っている内容は、
0:05:42	耐震の考え方をきちんと記載をするということでここに反映をしております。
0:05:48	続きまして別紙の3でいきますとそれに合わせてどういった添付書類を作っていくのかということでこれ通し118ページになります。
0:05:58	こちらに1.2 S sの対応としてこういったことをやっていきます先ほど基本設計方針で述べた内容を添付書類の構成に見えるように並び替えた上で展望の中でこういったことを展開していきますと、
0:06:11	いうことを記載をしております。
0:06:14	で、実際のその添付書類、
0:06:16	文書類に当たるものがですね、この別紙の4でございます。通しでいきますと218ページでございます。
0:06:26	218ページご覧いただきますとここに添付書類の5-1-1-4というのがございます。これ従来からご説明している30条で添付する重大事故時の健全性を説明する内容でございます。
0:06:39	ここの中に先ほど基本設計方針で書いてある耐震の方針の内容をすべて反映をして記載をしております。

0:06:48	ただしですねすべての耐震の計算の内容ですとかあと 1.2 S s の対象の考え方をすべてここに書いてしまいますと、その他の事象として書いてある、その 30 条の記載の内容から比べると大分頭でっかちな内容になってしまいますので、
0:07:04	実際の細かい、こっから先、展開をする内容として、さらにこの子供の添付を展開をしております。
0:07:13	それが通しのページでいきますと 263 ページでございます。
0:07:18	こちらで 5-1-1-4-1 ということで、地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計をここで個別の項目として記載をしております。
0:07:29	めくっていただきますと目次がございます。この書類につきましては大きく二つの項目に分けて資料としては構成を差し引きし、構成いたしました。
0:07:40	1 ポツから 5 ポツまでの内容はですね、他で今議論させていただいてます外部商標はですね、添付書類の中で冒頭部分で記載をしている構成を参考にしまして、
0:07:54	あと実際にまずはどういった事象に対処するんですかと、それに対してどういうふうな方針で対応していくんですか、その対象になる設備たちはどういったものですか。それに対して考慮すべき入力条件は何ですか。
0:08:06	最後求められる、その設備たちに求められる、その要求機能と性能目標は何ですかという今八条の外部衝撃で整理をさせていただいている内容をまずは前半の部分で書いております。
0:08:18	後半の部分が 6 ポツに該当するところです。これが外部衝撃の添付でいきますとこっから強度評価の基本方針みたいなところに入るところなんですけれども、今回は耐震評価をする部分ですので、
0:08:30	この耐震設計の基本方針としてその耐震の設計の中で考えるべき、内容を記載をしております。
0:08:38	ここの項目はですねすべて薄通常の耐震設計側の基本方針の店舗であります添付 3-1-1 というのがございます。
0:08:47	この添付 3-1 で書いてある項目に対して、すべての項目を実際の 1.2 の対応の中でも工事すべき内容を書くということで今回資料として補正をさせていただきました。
0:08:59	3-1-1 の資料をご覧くださいと、ああいう設備の耐震設計の基本方針も書いてありますので分量としては、かなり少なく見えるんですけれども、重大事故等対象施設の耐震設計に該当する部分を抜き出してきて、

0:09:14	その入力地震動を、1.2節にするという記載をしたことで一応今のこの6章の構成として、記載をしているということでございます。
0:09:27	今の目次で内容をご説明させていただきましたが実際の内容として次の265ページから
0:09:36	1.2S sとしてその対象としてはどういうことをするのか、それに対する基本方針をどうするのか、対象になる設備はどうやって、どういうふうになっているのか、それに対してどういう入力を設定するのか。
0:09:47	それに対して、要求機能と性能目標なんですかということで記載しております。
0:09:53	めくっていただきますと270ページ以降のところは6章で耐震設計の基本方針に該当するところがございます。
0:10:00	ここの記載につきましては基本的に3-1-1の記載を持ってくるんですけども、入力はきちんと1.2倍をしたものを使いますということで記載しております。
0:10:15	というところがその30条側で今回その耐震の設計に関する考え方をきちんと上流側で述べるという整理を、改めてさせていただいた内容でございます。
0:10:26	やや蛇足になりますがそのあと資料をめくっていただきまして335ページ。
0:10:32	でございますがここは別紙の6になりましてここが今回第1回の申請範囲として基本設計方針で記載する内容はこれですということで
0:10:41	00-02としてまとめさせていただいた内容でございます。
0:10:45	当十字の00-02はそういった内容で整理をさせていただきまして、先ほど申し上げたその6章で言った地震の計算の方針に沿って、
0:10:56	実際の計算をどうしますかというところを、耐震側の添付でご説明しております。
0:11:02	そちらの資料が地震の00-02の方になります。
0:11:08	まずは冒頭の方針側なんですけれどもこれは別紙の4-15というところで通して、
0:11:14	1277ページでございます。
0:11:22	こちらで1.2S sに対して耐震計算をこんなふうに行っていきますということを記載しております。
0:11:28	先ほど申し上げました通り上流側の方で耐震の方針として記載をしまっておりまして、この店舗の中で書くのは、もう計算を具体的にはどうしますかということだけが残っ。

0:11:39	て参りますので、その内容を記載をしたということでございます。
0:11:43	ページめくっていただきますと2ポツというところに地震力の算定方法がありますがここで、想定する地震力はこうです。これ先ほどの上の添付で言っている内容です。そのあと地震応答解析と床応答曲線は、
0:11:57	耐震の考え方と同じ考え方で作りますということで記載をしております。
0:12:03	めくっていただきました3ポツのところにはその評価の方針として、これも先ほど上流側で整理をしました性能目標がありますので、これに対してきちんと確認をしていきますということで記載をしております。
0:12:17	この内容を受けまして実際に計算をした結果が、別紙の14-16と4-17でございます。
0:12:25	4-16が1192ページ目でございます。こちらが応答計算書、
0:12:30	4-17-5が1282ページでございますこちらが耐震計算書でございます。
0:12:37	今回は燃料確保建屋が評価の対象ですので、その燃料確保建屋の応答計算書、
0:12:43	あと耐震計算書をこちらにお付けしているということでございます。
0:12:48	まずはその資料全体として今回1.2S sを耐震の考え方をきちんと上流側で述べるというその方針に沿って資料を整理させていただいた内容でございます。まずは整理の内容と、その今の構成につきまして、冒頭でまずお話をさせていただければと思いました。以上でございます。
0:13:12	説明ありがとうございます。
0:13:15	それでは規制庁から当該資料について事実確認をお願いします。
0:13:23	藤規制庁カミデです進め方なんですけど最初に
0:13:28	1.2S sの構成をっていう話でしたけどその話をしてしまうと十字の00から起振0002まで一気通貫で話をしてしまわないといけなくなるって。
0:13:43	どちらかというと
0:13:47	30条としての十時0002としてまず話をして、要は1.2S s以外のところでまず話があればそこを潰して、
0:13:57	それから1.1. 2S sっていう形で進めたらどうかと思いますが、事業者もしくは規制庁側から何かあればお願いします。
0:14:10	日本原燃谷口です最初に申し上げてしまってすいません構成としてそういうふうになっていますので、14-0002の1.2S sのところから整理をさせていただくって、そういった内容で結構でございます。

0:14:22	規制庁カミデツガネ私が申したの 1.2 S s 以外の部分をまず先に片付け です。ですので私ども管理者です。結構でございます。はい。
0:14:36	緊張してすみませんでした。
0:14:39	規制庁コサクです。ちょっとだけ補足すると、
0:14:42	谷口さんが説明された場所に、なんでそこでいいのかっていうことがあ って、
0:14:49	なので、30 条の対応っていうのが全体こういう構成でいくことに、
0:14:55	するということなので、1.2 はここですと。
0:14:59	議題内記載内容レベルとしてもこの程度が妥当ですと。
0:15:04	ということがわかるようにしていかないといけないのかなっていうところ で考えてます。
0:15:10	ご理解よろしいですかね。
0:15:13	はい。日本原燃谷口です。承知いたしました。
0:15:19	あ、すみません規制庁の大橋ですけれども、
0:15:23	まず私から指摘を確認したいと思います。十時の 00-02 の方、資料で すけれども、一応別紙の 6 ということで、第 1 回申請範囲について、示 されてますけれども、
0:15:37	一応
0:15:39	今回可搬型とか次回以降ということで第 1 回の中には入ってないですけ れども、一応各その規制要求に対して一通りの記載をしていただきたい と。
0:15:49	切られたらどうかと思いますけれども、この変革でしょうか。
0:15:54	はい。日本原燃志田でございます。私どもがちゃんと方針を決めないとい けなかったんですけどすみません間に合わなくて申し訳ございませ ん。ああいう S D の方はですね安全機能を有する施設の条文で、
0:16:08	ヒアリングのやりとりさせていただいて、共通的な方針が正しく書いて ある場所ですので、第 1 回の申請の中で、交通的な設計方針の部分は全 部出すということで整理をさせていただきました。
0:16:21	S A の方というところとまさしくこの 30 条の部分が共通的な方針に当たる と、5 局になりますので、営業の時と同じように整理をさしていただい て、
0:16:33	必要なものを目指すということで、統制交渉全体を出した上で、添付書 類は同じ基本的用地と同じことを展開する部分と、
0:16:43	プラス工事課でここが詳細化しますということがわかるように、それぞ れ展開をさせていただくということ、あとはその関係をちゃんと別紙 3

	の方でお示しをするということ、整理をさせていただきたいと思 います。以上です。
0:16:58	規制庁大橋です。よろしくお願いします。それで要求に対して網羅的に 記載いただけるということかと思えますけども、
0:17:08	一応基本法の方針の中の中では放水砲とかホイールローダとか、個別の 機器等が記載されて今いるんですけどもこの辺の記載は第1回目の申 請範囲の中でどうするのか。
0:17:20	また、コイル、ローラとかは、台数まで記載されているんですけども その辺はどうしていくのかとか、考えがあれば教えていただければと思 います。
0:17:32	はい。弓削リーダでございます。まず基本設計方針に台数を書いたり書 いてなかったりということは今日登録の方で整理をさせていただきました 使用協との関係。
0:17:43	も含めた上で、記載するものをしないものっていうのを展開をさせてい ただいてます。基本設計方針を今回例えば入れたときにですね、詳細の 設計内容で台数消しますということは多分なくて、そのまま展開をさせ ていただいた上で、
0:17:58	その台数の根拠の説明するのは市情報が必要になる申請開示で説明をさ していただくという整理かなと思っておりました。以上です。
0:18:12	ありがとうございます。はい。私からは以上です。
0:18:22	と規制庁カミデです。すいません今のところなんですけど、ホイールロー ダーの台数とかって、何ページのところに書いてあるとかってわかりま すか。
0:18:36	334 ページになりますね。はい。
0:18:46	はい。わかりましたそうなんです。ただ本文事項なんですね。はい。わ かりました。はい。あとすいません。続けて
0:18:56	別紙1の方で10、
0:18:58	ちょっと確認ですけど、
0:19:05	通しの8ページで、タイトルが共通要因故障に対する考慮で、許可の時 はこれ共通要因故障に対する控除等、抵当が入っていて、
0:19:18	具体的に、等って何かっていうと、
0:19:24	少しページが進んで19ページに飛んだところの悪影響防止っていうの は、豊川の
0:19:33	内数共通要因とかの内数で書いていて、設工認になると別項で立てて 悪影響防止っていうふうに並べてるんですけどこの辺って、

0:19:44	どういう考えだったのかっていう説明いただけますか。
0:19:51	はい。弓削イシハラでございますはい。ご指摘ありがとうございますまだ相変わらずに寄せという感があります。そうやった時におっしゃる通りの中に入っていたものを、道路構成を見ながらブレイクしたのが、今の現状の形です。
0:20:08	特に現状の共通的な考えでいきますと、許可の時の構成であったり文章の流れのを極力海外、県本部の場合は変えないことを前提に、
0:20:20	構成を決めておりますので、講話すいませんもう一度精査をさせていただきたいと思います。
0:20:29	はい。規制庁カミデですわかりました。基本的には許可で整理をした塊っていうものをベースに設工認でも変えていくっていうことですねこの共通要因に書き出すっていう、
0:20:42	はい。マネージャーでございます。おっしゃっていただいた通りでございますこの共通に限らず、全体的なまず方針としては、本文の構成は基本的には変えないということで整理をしていきたいと思っております。
0:20:57	はい。規制庁深見です。わかりました。
0:21:02	あとちょっと確認なのが最初オオハシからあった通り、
0:21:10	菅伴とかですね今除いてるものも、全般の方針だから書きますっていうことなんですが、まずさ、先ほど別紙の6だったんで本文事項として、
0:21:23	の話ではあったんですけど、別紙4、要は添付の場合は、
0:21:31	別紙4-1にまず、今後示会としますって言う内容が入ってくるんだと思うんですけどそのあたりと、あとそれ以外に添付資料がまた、
0:21:43	増えてクルーとかってその辺はどうなのかなと思ってるんですけど、ちょっとその反映後のイメージを共有できればと思うんですけどいかがですか。
0:21:54	はい。与儀西浦でございます。まず先ほどちょっと口頭でドーンとしゃべってしまったじゃないですがCEOの1ですね、親になる添付書類、ここには今、
0:22:08	例えばですが、
0:22:12	169 ページから、可搬設備の話で、左側に基本設計方針があって、真ん中の2番目ですね、左から2番目の添付書類以外は、次回にと書いてあります。このそういった基本設計方針と同じレベルの文章を添付書類の5-1-1-4、

0:22:32	ここに書いた上で、ここでさらに別紙3-2の中でちょっと整理をしないといけないんですが、この部分は次回で、例えば別リストがつきますとか、
0:22:41	設計が具体化されますとかいうところは、次回に、そういった詳細設計に係る部分を示しますということを文書で記載をするという流れで、ぜひ、まずは一旦やらせていただこうと思っております。
0:22:55	今後の検討も含めて全体の添付なんですけど、今の別紙3で、
0:23:03	いくと、
0:23:11	私がちっちゃくイース不思議でも自分で字が見えなくなってますけどそんなに、
0:23:16	添付がいなかったと思うので今で言う、
0:23:19	5-1-1-4を今の5添付で言って1.2S sのやつで、整理をしようと思っていた図です。
0:23:29	ただちょっと今、結構、他の外部衝撃からの流れも含めて、
0:23:35	若干すいませんまだ悩んでます。
0:23:38	親のテントがかなり膨らみすぎるんじゃないかなという気もしてまして、外部衝撃なんかの外部衝撃での対象設備の配置図とかですね、性能目標みたいなものがもしあればそれも健全性で受けなきゃいけないとかですね一銭も配置図であったり機能喪失高さだったり一連のものを全部1回、
0:23:57	5-1-1-4、いわゆる健全性説明書で受けて、その評価の仕方だけ今、水害に見えるという形で整理をしてます。これが可搬常設も含めて全体でた時にそれを全部賄うのに、
0:24:10	果たして親のこの店舗だけで賄い切れるかって若干私も、整理がうまくできてないところですので、そこも含めて先ほどの記載を直すときに、資産がある。
0:24:21	審議も含めて、添付書類の構成は早急に検討して整理をさせていただきたいと思います。以上です。
0:24:31	はい。規制庁、五味です。わかりました。イメージは、
0:24:35	掴めつつ、作業は何か大変月聞いている限りは何かちょっと大変そうさ感じはしました。
0:24:42	あとあれですかね共通要因として、自然致傷とかは、
0:24:48	あるので、燃料加工建屋が今回申請対象ですから、その辺の評価は外部事象のところ、
0:24:59	S Aも見据えた書き方っていうのを今やってるんですけど。

0:25:05	はい。義務西原でございます。はい。今、この
0:25:09	30条と、DB側の外部衝撃の流れでいきますとこの、ごめん1-1-4の添付社員親で外部衝撃として、この重大事故等対処設備を収納する建屋、
0:25:22	に対する考慮というのを書いた上で、例えばですけど竜巻については、燃料加工建屋自体に構造健全性の維持を求めますので、そういったものに対する評価の仕方を、
0:25:34	外部衝撃の竜巻の強度計算の方針の添付書類預けるというやりとりでさせていただきます。それは、竜巻だけではなくて外部火災もそうですし火山もそうです。
0:25:47	先ほど大坂の質問私も整理をし、うまくできてなくてあれなんですけど、これ、普通に考えると、可搬型を収納する建屋の中にも当然燃料加工建屋がありまして、これは完全に工事課行って、
0:26:01	何かミスマッチを起こしてる状態になってますのでそういうものも、可搬も全部一通り書いた上で、建屋の評価についてはということで、外部書類以外に送るものを送るという整理だと思ってました。以上です。
0:26:19	はい。規制庁上出です。わかりました。1.2S sに関係しないところという意味では私の方は以上です。
0:26:34	規制庁コサクです。
0:26:37	オオハシ及び、カミデの話で包含されているのかなとは思うのですが、
0:26:46	構成が許可のものと、
0:26:49	同じようにしているようでいてずれているという部分があるので、それは直していくと。
0:26:55	ということの中で、
0:26:59	許可では書いてなかったけど口で書いてあるので持ってきますってやってるのも、本当にその場所でいいのかっていうのは、
0:27:07	ちょっと疑問なところがあって、目についたのは、内部飛散物なんですけど、
0:27:13	内部飛散物もう、
0:27:15	波及影響という関係で、
0:27:18	加害者被害者っていうところの、それぞれ話を、許可の時にしていただいてすね。
0:27:24	受け皿はあるはずなんですけど、何か徳田氏で書いていますと。

0:27:28	ということで構成を崩してるような気がするんですけどそこら辺何か議論してますか。
0:27:34	はい。井手吉原でございます。はい。質疑といったところが、正直そういうところもありましてます。許可のときに、小澤さんおっしゃっていただいた通り、
0:27:47	外部、内部事象に対してそれぞれの考慮事項というのをちゃんと展開をしてというときに、イスイ火災内部発生飛散物っていうのを考慮事項として受け皿を作っていたはずなんですけどウの方の、
0:28:01	構成に引きずられて、構成工夫してしまってるところがあると思っておりますので、そこをもう一度許可の考え方に立ち返って整理をさせていただこうと。これ正直店舗も含めて、大分
0:28:15	の方がD D S 合併させて、それぞれの要求事項を合同で見えるような添付にしているのに、正直かなり引きずられてしまったところがありますので、
0:28:27	そういった意味も含めてもう一度ちょっと許可の整理を、やってた人間として思い出してですねそこに寄せ戻していくと、いうことをさせていただきたいと思います。以上です。
0:28:39	はい、規制庁不足ですよろしくお願ひします。特にこの資料でも書かれているように、再処理M O X については、実用炉と違って、S A 対策を検討する際にまず要因として、
0:28:53	外部事象をどの程度設計基準から上乘せしたものを考える必要があるかと。
0:29:00	ということで入口で、
0:29:02	ルート違ってるので、その点で環境条件とかですね、共通要因故障なり、いう
0:29:11	どの程度の体力なり、想定をするかと。
0:29:15	それに対する対策を講じるかっていうところは根本的に違ってて、この条文の設計方針でそこをこだわって、きちりと書いていたというところで入口が違うというのを十分認識をして対応いただければと思います。
0:29:29	よろしくお願ひ。
0:29:31	お願ひします。はい、日本エリアでございます相当な時間、やりとりをさせていただいており、申し訳ございません、引き続いてしまった。今一度そこに立ち返ってということで整理をさせていただきます。
0:29:46	規制庁瀬戸川です。その他確認事項はありますでしょうか。

0:29:52	ないようでしたら、当該資料の確認は以上となります。では日本原燃から修正の方針までは、すいません、この資料は終わりではなくて、ごめんなさい、一遍にS E部に絡むところ、
0:30:07	の手前までっていうことですよ。そうそうです。すいません。はい。
0:30:11	いや。うん。はい。
0:30:16	いっぺんにS s関係で何かしてありますか。
0:30:24	規制庁カミデです瀬戸川君に対してなのかもしれないですけど一応出席、内側、うちの方のメンバーの関係もあって先に、
0:30:35	1.2 S s以外と。
0:30:38	言ったので、もし1回ここで一旦ここで何とか振り返ってもらってっていうことでも進めていいので、一旦じゃここまでで空気っていうふうに帰ってもらえますか。
0:30:51	コサクです。その振り返りいうとちょっとリンクする部分だけ話をしておきたいんですけど。
0:30:57	1.2 S s数の先ほど一番最初に説明をされたところは、
0:31:03	どこから飛んで、
0:31:07	いる省なのかっていうのを説明してもらっていいですか。
0:31:12	はい。日本原燃石原でございます。ちょっともとの整理、許可の時の整理スズキも、共通要因交渉であったりのところに、共通要因としての、地震があってそこに対して、
0:31:26	地震等、設計基準の条件を超える地震ということをそれぞれ考えますよと言って
0:31:35	地震要因として重大事故等対象設備に対する施設の耐震設計というのは今後、
0:31:44	一見S sは別の枠でということで構成をしますということはもともと許可でやっていた構成だったと理解をしますんでそこに合わせて、
0:31:55	そこの部分を出出してかつリンクは環境条件とか共通要因の中で、地震大きくくりの中で、基準地震動に対するものを設計の条件を超える地震のことということで、それぞれ書き下していったということでございます。
0:32:08	これスタート確か11ページですかね、とかで、
0:32:13	まずは、
0:32:15	ちょっとスタートが11じゃないかもしれませんが私が最初につけたのは11ページのところ、最小で常設重大事故等対応設備をとということ

	で、地盤であったり新津波これ標準的なものに対してはそれぞれ、他のところに飛ばしますと、
0:32:31	というのが、同じように許可の本文でもやっていて、設計マターで設計基準事項で想定した統計より厳しい条件を要因としては外的事象の地震に対してはということで、
0:32:43	それは別枠で、整理しますよと言ってこの市長の中で別の項目を立ててやっていたということでございます。
0:32:54	はい。補足です。
0:32:57	国庫の、
0:32:59	ちょっと私も許可をちゃんと振り返ってなくて申し訳ないんですけど、
0:33:05	許可の方でいうと、ローンの括弧とカッコ 202、ポツと、
0:33:12	ということと、今回 8.2. 7 ということは、同じ位置付けの場所になっているのかどうかはよくわからない。
0:33:22	けど、
0:33:23	この辺はどうなってますか。
0:33:31	はい。日本原燃石原でございます。ちょっとすいません私も一瞬お待ちください。今度調べてから発言します。
0:34:15	はい。すいません日本イシハラでございます。この頭から見ていかないと、繋がらないかもしれない 56 ページに 8.2. 7 があります。先ほど言った、
0:34:28	口のカッコとカッコ 202。
0:34:32	印ポツ、
0:34:34	だったと思いますけど、この 1 ポツがこの 56 ページの許可本文のところでその先が、
0:34:45	頭から書いてなくて恐縮で 6 ページの頭が、強化本部 (2) なので、(2) の先ほどのポツになると、ということです。その前はちょっと
0:34:58	積を調べさせますさっきの記号であったと記憶をしますのはい。以上です。
0:35:05	規制庁コサクです
0:35:07	ここだとですね切りはリーされて並べているので、対応ついてますっていうふうに見えるんですけど。
0:35:15	先ほど上出が言ったように、しれっと集合体が変わってたりするので、
0:35:23	持とうがどういう全体構成の中の場所に入ったのかということそれに対して設工認はどういうふうにしてるのかっていうのを少し、

0:35:33	体系整理して、別紙作っていただいた方がいいかなあというふうに思っていますが、
0:35:41	ご検討いただけますか。
0:35:43	はい、井上西田でございますはいちょっと許可の構成を意識してあと意識してということ为先ほどの整理もありますんで、一度こちらで全体の許可の時の整理と今回どう、どこにどう、
0:35:55	納めているかという整理がわかるような資料を入れさせていただこうと思います。以上です。
0:36:02	はい。規制庁細木ですよろしく申し上げます。それで、先ほど言われた11ページのところで、
0:36:11	地震の詳細は飛ばすと。
0:36:13	いうことになってて、一応この部分は、1.2は8.2、7で書きますと。で、その上に書いてある、3.1地震による、
0:36:26	という呼び込みについては、これは地震、
0:36:32	基準で言ってる耐震要求をA D D、
0:36:36	の方を参考に、踏まえると、
0:36:39	いうことの呼び込みっていうのでこ基本、二本立てで、
0:36:43	やってるっていう意味合いなんですよ。
0:36:46	はい。井上サトウでございますはいおっしゃっていただいている通りです。先ほどの全体構成がわからないと確かに、これが一致かというのがわかりづらいのは、私も理解しました
0:36:57	本部の堀井工藤交通（5）はこれが耐震側の設計方針を書いているところでこの1-（1）含有の耐震設計、（2）がS Aの耐震設計になっていて、
0:37:11	先ほどの3.15は、こちらとリンクしてますので、ただ、地震による損傷の防止っていうだけでそのリンクが変わってないってことが証明できるかということとそれもまた、確かに難しいので、
0:37:24	ちょっと工夫をさせていただきたいと思いますこれがちゃんと確かにこういう位置付けが変わってないんだということがわかる、設計方針の形というのを記載の仕方を考えたいと思います。以上です。
0:37:36	はい。
0:37:37	補足ですよろしく申し上げます。それで、部分だけだと、
0:37:44	別要求がかかっている地震津波火災というのはそっちの方でとって、
0:37:53	あとはなると、1.2Sしか書いてないっていう感じになっていて、

0:37:58	やっぱり 10 台、常設重大事故設備の設計要件ってこれだけでいいんだっけという感じがするんですね。
0:38:05	で、一応その次にまたってということで、溢水、火災、ここの火災の上の火災がどういう関係なのかちょっとまた考えなきゃいけないんですけど、
0:38:17	書いてありますが、
0:38:21	それ以外って要件かからない。
0:38:25	考えなくて良いっていう整理になってたんでしたっけ。
0:38:28	はい。与儀西原でございます許可のときの整理行きますと、上席が始まるのが、9 ページのところから始まって、
0:38:40	基本的な環境条件に頼りますという、一般事項を連ねた上で、ただ近くで内の事象外し一括、その次からですね。
0:38:54	考えなきゃいけない環境条件個別の環境条件考慮しますが 10 ページで 11 ページで共通的に考えなきゃいけないことを一つ一つ整理するんですけども、あらかじめ許可でもうすでに他のところでやっていることを、に飛ばしますよということを、
0:39:10	ちゃんと整理した上で、個別で書かなきゃいけないところを変えていこうというような形で整理していたと思いますので、要件はここで終わるわけではなくてそのあとに須磨河西は確かおっしゃる通り、藪委員じゃないかという気もしますが、
0:39:24	常設重大事故等対処設備会社外的事象に対して耐えなきゃいけないっていうのを、11 ページの下にあって周辺機器の内部発生飛散物の話を 12 ページ。
0:39:35	外的内的で環境条件で飛ばしますよというようなことで、一連のものを系統要因故障としてはまずここで書いて、
0:39:45	部隊は環境条件のところで、また一つ一つ書き下して展開をしているという形で整理していたと記憶しています。以上です。
0:39:56	規制庁コサクです。ありがとうございます。熱田そうですね。
0:40:02	比較表で大分離れてしまったので、ちょっとわかりにくくなっちゃったってということと理解をしました
0:40:09	前段で行った上で、ここ並べていってるということと理解をしました。
0:40:20	どう、
0:40:31	はい。では先ほど
0:40:35	対応されるように許可の体系と、構成ですね、関係してるのか、それを踏まえて、

0:40:46	ずれのないようになってるかどうかと、いうことをまとめて説明していただくようにしてもらえれば結構かと思います。ここまで来るとあれですかね、
0:41:01	想定する、1回、
0:41:05	環境条件なり何なりという、インプット側、要員の側の話が整理がされて自身がその中で、要員として、
0:41:15	列記されて、
0:41:17	分離されと。
0:41:18	いうところまで、この後 1.2 S s の議論をすればいいという状況までは話できたかなと思いますけど他何かありますか。
0:41:28	規制庁カミデです。今話をしていたその環境条件で、12 ページでこれらのこと、環境条件等に基づくとやっているの、
0:41:42	先ほど言った 11 ページの内容みたいなところを、そっちに飛ばしますって言うてるのかもしれないんですけど、環境条件として、
0:41:53	溢水なり、あとは竜巻とか火山とかっていうのが入ってますよっていうのが、
0:42:00	どこで読めるのかがよくわからなくて、9 ページだと共通要因って言い方になっていて、ちょっとその辺、どういう関係なのかちょっと教えてもらえますか。
0:42:13	はい。峰志田でございます。
0:42:17	強化のときに考えた整理としては、共通要因として同じような機能を求められないとっていうことを考えなきゃいけない要因等もまず、
0:42:28	共通要因故障に対する公募というところで挙げた上で、その条件設定に係る詳細であったり環境条件として何を、この
0:42:40	耐力であったり考慮しなきゃいけないかっていうことも条件らしいというかですな件事項を、この環境条件、
0:42:48	予定項目の中に示すということです。項目だけはまず一旦この頭で上げるということで詳しいことは、資料見てということで、
0:42:59	リンクを取ってたと記憶をしています。
0:43:08	はい。10 ページの一番上の辺りですかね 9 ページから始まっているところで何かここで、共通要因と環境条件って言葉が一文に入っているの、
0:43:21	ここで読みかえ読みかえとか対応がとれるのかなあと思ったんですけど、何かそれも、

0:43:30	いまいち読みきれないっていうところで、環境条件って何何だっていうところを読み解こうと思うとどうやって読んだらいいですかね。
0:43:46	はい。
0:43:47	峰市でございます。共通要因として考慮しなきゃいけないものは出だしの共通要因故障に対する考慮で一通りそれぞれ上げていくって話ですけど、
0:43:58	環境条件って結局外的内的、それぞれ他の条文でも展開いわゆる汎用の方で見ているような環境条件としての経験もないものは、
0:44:09	一律重大事故側でも見るんですよ。が確かに原理原則だったと思ってます。それを、重大事故側では、ランクアップするものがあるかないかっていうのを考えた上で、それが事故の選定であってジャンプアップするものが、結局、
0:44:23	地震しかなかったので、M A C C Sの場合は、D Cのところ、あえてそのジャンプアップするのはこれですということを書いているということで、
0:44:33	具体的な的で、D Bで考慮してるものが一通りなので、
0:44:38	それはどこを見ればわかるかと言われると、なかなかこうですって言いづらいですね、環境条件と書いてあるところが全部別なんですけど、多分神谷さんがおっしゃってるそれが全部だっただってどうやって証明するんだって話だと思うので、
0:44:52	ちょっとその辺の記載も含めて整理をして、補足か何かが今出てる重大事故 01 の補足がもともとの記載の展開を定義しているものなので、そこに先ほど小沢さんからもおっしゃられた宿題も含めて、
0:45:08	記載を整理したらいいですかね。
0:45:13	規制庁小宮です。ちょっと趣旨が違って、私今ある環境条件がそれですべてが網羅的かっていうを聞いているわけではなくて、
0:45:27	12 ページで言っている環境条件の中に、一体何が入るんだっていうところが、どう読み解くのかっていうところで、多分今話を総合すると、9 ページから 10 ページの記載のところ、
0:45:43	要は共通要因と考えてきたものを基本的にはすべて環境条件だとしますと、その下にただし書きがあって抜け、除外、
0:45:55	P P のものがあって残ったものはこれこれですねだからこれより下のは、すべて環境条件として考えてますっていうことなのかなと思いましたが、1 回違ってますかね。西原でございます。はい。それで考え方は合っています。はい。

0:46:12	はい、規制庁か美術まずまずそれであれば中身としてはわかりましたと書きぶりは、許可のあれもあるんで、あれですけどまず中身としてはわかりました。
0:46:25	そうですね。1.2 は、今のところはとりあえず以上です。はい。
0:46:33	ちょコサクです。私もう、
0:46:36	許可から、
0:46:38	何ですかね、最初に共通要因をやってその下に、
0:46:44	環境条件があり飛ばして行って、変えていってるということなので、それはそれで維持されればいいんだと思う。
0:46:54	まずけど、
0:46:58	等、
0:47:04	ちょっとな。
0:47:07	そこで結局は、
0:47:11	S A で D B プラスを何やるんでしたっけっていうことを、
0:47:16	がポイントになっててで、それをこの共通要因のところで挙げつつ、実際の設計としては、環境条件に飛ばすと。
0:47:28	いうことになってると思うんですけどさっきの 1.2 S s は、その前にもう飛ばしちゃってて環境条件から飛んでないっていうのはこれ、どういう考えなんでしたっけ。
0:47:44	はい。わからない。申し訳ないですけどはい。日本原燃石原でございます許可とどういう並びでいくと、この前に重大事故の選定の話があるので、
0:47:55	その選定のときに重大事故を、の要因として、D B から条件がジャンプアップして良い、奇異になりそうなものっていうのをちゃんと上げて行ってその中に地震というのが残って、
0:48:09	それは 1.2 倍の地震力云々の話で、枠を挙げてやりますよということが整理された上で、このポジションに来て、
0:48:18	その上で、共通要因として考えなきゃいけない地震というのも含めてあげて、そのときに、地震等でもすでにその前の事故の選定のときに基準地震動を超えるものを、設計基準を超える条件を加えると、
0:48:33	言っているんで、その項目を立ててそちらに飛ばしますっていうのを、そこで言っているという整理だったと記憶をしています。以上です。
0:48:44	規制庁コサクです。
0:48:46	すいません。

0:48:48	許可で整理をしておいたことなのに、今質問してて本当に申し訳ないんですけど、
0:48:55	と、24 ページの環境条件等というところで考えるとですね、こういう環境条件に対して、設備が持つようにしますよと。
0:49:05	いう古藤だ。
0:49:08	と思ってるんですけど、共通要因からこっちに飛ぶというのは、その共通要因で壊れないように、条件としてはこういうところを考えます。
0:49:20	それによって、共倒れしないようにしますということを
0:49:25	行っていると。
0:49:26	ということなので、そ、その考慮事項というのをはっきりさせるために前で書いたということかなと思うんですけど、結局、
0:49:35	持つ持たないみたいな話の条件は、設計方針はこちらの環境条件に来るのかなと。
0:49:43	思ったんですけど。
0:49:45	自身はそうではなくてっていう古藤なのかなぜかっていうことなんです ねイシハラでございませそれでいくとダブって、ちょっと記載がダブってると いうと語弊があるかもしれないですけど、27 ページの環境条件のところにもう一度地震の話が、
0:50:02	先ほど鳥羽さんの方で何で出てくんだっていうのがあるんですけど、1 件 2 S s も含めてここでもう一度出てきます。さっき、先ほど環境条件 を飛ばすと言って、最初の、
0:50:15	共通要因故障で考えなきゃいけない要因だけを挙げて、私は全部こっ ちに預ければよかったような気もするんですけど、完全ダブルで帰ってしま っているのが、現状の許可のときの整理ですね。はい。
0:50:27	はい。規制庁コサクですわかりました。
0:50:35	再整理してもっていう気もしますけど
0:50:39	ダブって悪いわけでもないの、状況を理解しましたいずれにしても、 環境条件という、結局その共通要因だけでは、
0:50:48	設計条件としてはないので、こちらからしっかりと全体が機器の設計と してつなげられるっていう形がないといけないかなと思ったのでこちら でも人変わってるということで理解をしました。
0:51:01	あと、あと 1 点だけなんですけど、
0:51:05	火山なんですけど、
0:51:07	M O X は直接間影響ないということで最初には影響が、

0:51:14	建屋外の活動とかが多いので、影響があるというようなところろうだとは思いますが、
0:51:21	そこの辺りはどう議論してくことにしているのでしょうか。
0:51:30	はい、日本イシハラでございます。おっしゃったように違う部分というのは正しく重大事故の場合過半の外前の話もありますが今回の 30 条狩野再処理区 36 条との比較でいくと、
0:51:45	違うポイントってあんまりなくてですね、まさしく今設計の条件をこういう条件で考慮しなきゃいけないの科目は、地震、最初の地震等、火山の影響、
0:51:56	ということだと思ってます。そこのところの展開については、
0:52:02	これも今回いただいた指摘を踏まえてこの資料を直して、補足も含めて次出させていただいてヒアリングの時にですね、再処理の違う部分をご説明できるようにできればなと思ってたところでございます。
0:52:18	その時にはちょっと最初の資料という以前も 1 回やらせていただいたんですけど、ボックス最初の記載の比較をした比較表をですね後ろにつけさせていただいて、ポイントを絞って、
0:52:31	こういう展開にしますということがご説明できるようにできればなと思ってました。以上です。
0:52:38	はい。規制庁加来です。わかりました。
0:52:43	特に再処理の特徴としてそこの部分が出てくるので、後になってから、話がずれてくると嫌だったので、今言われたように
0:52:54	最初にも念頭に置きながら議論ができるということなのでそれで進めていただければと思います。以上です。
0:53:15	できれば 1.2 の方に、資料 1.2 の方の確認に入ろうと思いますが、規制庁です。
0:53:23	日本イシハラでございます。これ 1 回振り返りされるって言われなかったでしたっけ。
0:53:28	IT の方、日本原燃からの修正の方針の説明と、
0:53:32	あとありましたら
0:53:34	お願いします。
0:53:37	はい、乳井西田でございます。まず、大きいなって、1 点目として今回第 1 回の申請の業績方針を出す範囲ということで、
0:53:47	他場自体が共通的な基本方針でもありますんで、
0:53:53	IO のリポートのように考え方を整理して、まず一通り全部出す方向で整理をするということで考えたいと思います。

0:54:03	アイディア°Cを蒲生整理についてもそれに合わせた整理をするというところやらさせていただきたいと思います。
0:54:11	はい。あと2点目が譴責用紙の整理の中でこれで資料の添付もそうなんですけど、の方に大分ちょっと寄せてしまう。構成が変わっている部分保全交渉の、この悪影響のところ、別枠に飛んでたりと、
0:54:26	いうところについては許可の本文の展開っていうのを整理した上で、もう一度ちょっと整理をし直すということをしていただきたいと思います。
0:54:35	あと許可の展開が構成も含めて、確かに正確に今回の求積方針展開されているかというのがわかるような
0:54:47	江藤家資料をですね作って、考え方の重大事故の01のとはしてる個別の補足説明資料、正しく
0:54:59	基本設計方針から、それぞれの他の条文の展開なんですけどもそこに許可後の基本設計用地のIKですかね、ちゃんとこれは正しく構成が流れてますってことがわかる資料を追加して出させていたどうかと思います。
0:55:13	はい。
0:55:16	ていうのが、こういったところだと思いました。修正については
0:55:21	概ね習慣を取り、
0:55:24	考えたいと思います。以上です。
0:55:33	ありがとうございました。
0:55:39	すいません。
0:55:42	この当該資料について1.2S sの説明よろしくお願ひいたします。すいません。
0:55:52	質問ある方質問ある方いらっしゃいますか。
0:55:57	はい、上出です。すいませんちょっと正しくて、
0:56:02	まず1点に数関係なんですけど、まず、認識として確認したいんですけど、先月のヒアリングもして、
0:56:15	従事側で説明する事項、耐震側で説明する事項が、またその中のそれぞれの添付の説明においても、
0:56:25	どこに説明、どこで何を説明するのか綺麗に整理されてないんじゃないかという話をして、
0:56:32	それを踏まえて、この資料が出てきたと思ってるんですけど、当時のコメントに対して、まずは一通り綺麗に対応したという認識なのか。

0:56:45	まだこの辺がっていうところなのかっていうのは、まず事業者の認識はどうなんでしょう。
0:56:53	やはり日本原燃谷口です。前回のヒアリングでおっしゃっていただいたのは
0:57:00	ちゃんと上流で、考え方を整理をした上で、計算に展開していくっていう、そういうお話であったと認識をしておりました。
0:57:09	それで30条の中の資料で、それらの考え方を、今、全部記載をした上で、なのでもう3の6-1とか2飛ばしてるのは本当に計算としてこうやりましたってところだけを、
0:57:22	飛ばしたつもりです。ですんでちゃんと頭の中で、頭の側で、言うべきことを言うで、あとはその計算結果をします。そういう切り分けで考えておまして、
0:57:33	前回のヒアリングでお話いただいたことを、
0:57:37	そういうふうに整理をしてきたっていうふうなことで認識をしておりました。
0:57:44	はい。規制庁神です。わかりました。そうすると、ちょっと今のところだけ、
0:57:50	話をしようと思うと費用が飛んじゃって、
0:57:53	地震0002に行ってしまうんですけど、
0:58:00	その辺がわかりやすいかな。
0:58:10	すいません。ですね。
0:58:19	例えば、地震0002の1200。
0:58:25	86ページ。
0:58:28	1287ページ。
0:58:32	地震002ですね。
0:58:35	なんですけど、
0:58:37	何かこの辺はまた何だろう。
0:58:40	求められる機能ってこうですよって、これを展開すると、許容値ってこういうことですよみたいな。
0:58:50	話が、これももう耐震計算書なんですけど、
0:58:55	耐震計算書の冒頭で、まだこういう整理がなされていると。で、
0:59:01	先ほど谷口さんの言われた整理だということのものはもう十時0002井川で終わってるんじゃないか、もしくは地震に来たとしても、
0:59:12	その手前の方針書で終わってるようなことだと私はイメージしてるんですけど、

0:59:20	今の、それを踏まえてもこの状況というか、この資料で、この説明場所がふさわしいという認識なんですか。
0:59:31	日本原燃谷口です。
0:59:36	今回ですねその整理をさせていただいた中で今の例えばこの、
0:59:40	1286 ページにある表なんですけど、我々としては計算書の中で今ここに書いているのはあくまでも再掲のイメージでございました。
0:59:51	まずはこの計算書の上流になる方針、
0:59:55	でいきますと、ちょっとページがごめんなさいね。
1:00:06	一番、
1:00:11	藤。
1:00:13	江川の計算の方針書で 1181 ページになります。
1:00:24	1181 では、ここにも同じような表があってですね、一応これこれはさらに上流の図書の中で性能目標として示していた。
1:00:35	要件 1 と要件が孔口となりますというのを方針の中で言っているものでございます。これを受けて計算をしたのでということで、この計算書の中にも、
1:00:46	同じような表が入っているんですけど、ちょっと計算書の中にはここにもう 1 列、付加されているのがあって、これを判定基準にしてこれを確認するために、計算をしますって、
1:00:56	いうそういう構成で、並びをさせていただきました。上から順番に来てるんですけど、そこで初めてその計算としての考え方が出てくるっていうのではなくて、上流側で整理をしたものをちゃんとして示しているときに、もう 1 回それを書いた上で計算結果を出してるって。
1:01:14	そういう構成のイメージでございました。
1:01:19	はい。規制庁岡見です。再建するかどうか計算書の体裁のところでもた話をするので、とりあえず置いておいてそうすると、
1:01:31	1181 ページ、要件①②っていうところ。
1:01:37	までに繋がる場所までが、
1:01:41	十時 0002 で説明したこと、12 時 10 時 0002 の結論がこの要件①なり②を導き出すところっていう。
1:01:53	ことなのかなと思ったんですけどその辺はどうなってますか。
1:01:59	はい。日本原燃谷口です。その上流側の図書でいきますと、269 ページ。
1:02:09	なりますが一応ここでそれぞれの要件を導き出してきております。

1:02:14	これを踏まえて、後ろで計算を具体的にやっていきますの展開にしております。
1:02:20	先ほど申し上げた十時の 0000-02 の中で、
1:02:29	この補填分、5-1-1-4-1 で述べている内容は、外部衝撃で想定をした資料の並べ方。
1:02:39	先ほど申し上げました通りで、そちらの中から要求機能と性能目標を出してそれが具体的に何らまでをここで書いている。これを受けて、実際の計算をこうやってるといふ引き渡しをしていると、そういったイメージでございました。
1:03:00	規制庁カミデです。そのあと 2、269 ページで性能目標を導きいたしましたあとは耐震の方でねって言われる等、
1:03:13	多少記載をかぶっててもそういうことかなっていう気はしつつ、270 ページに行くともた 6 ポツがあって、
1:03:23	6 ポツと、それまでの 1 ポツから 5 ポツの関係も、よくわかんなくて、6 ポツはこれ自身の耐震の基本方針ですね、
1:03:37	に倣ってまた書いているってということで、1 発から 5 ポツと 6 ポツの切り分けもできていなくて、
1:03:47	どっちがどっちに書いてあることが正しいんだろうと。
1:03:51	いう。
1:03:52	印象を持ってしまうんですけど、そのあたりの整理、
1:03:57	どう考えてますか。
1:04:02	はい。日本原燃谷口です。
1:04:05	記載としてはですね
1:04:07	何度もちょっと申し上げてしまって申し訳ないんですが外部衝撃で、添付書類の中で説明すべき内容の構成というのを一度整理をさせていただきましたので、それに沿った内容で、同じように整理をさせていただきました。
1:04:21	1 から 5 ポツまでで言っているところは、実際に酸素、じゃあその事象に対してどういうふうに対処するんですかというところをきちんと上流の考え方から整理をしていきますと、
1:04:32	それを受けて、じゃあ実際設備をどういうふうな設計をしていくんですかというのがこれ外部衝撃でも同じようにこういった上流側での整理が終わって、
1:04:42	要求機能と性能目標を決めた後、強度計算のその方針の中に入って行って、そこでどういう共同が必要な強度ってこういうことで、こういう構

	造を持たせるためにこういう計算しますっていうようなことを展開していく内容になってます。
1:04:57	ですのでそれを翻ってこの 1.2 S s を見たときには、実際そこから先でやるのは、共同計算ではなくて耐震計算の内容になりますんで、そうすると、今の耐震計算として展開してる内容として、添付の 3-1-1 がありますので、
1:05:11	その項目に沿って耐震計算は、やっていくんだということで記載をしています。実際この 6 章の内容についてはこの 1 から 5 の内容を踏まえて、実際に耐震計算をするときにはこういうふうと考えてやります。
1:05:24	ということですので、尾上同じ内容が重複して書いてあるところは、幾つかあるかもしれませんが、耐震計算として考えるべき内容をきちんと方針としてまとめていると。
1:05:35	というのがこの 6 ポツの内容だというふうに認識をして記載をさせていただきました。
1:05:44	はい。規制庁上出です。
1:05:47	そもそもの目的って何ですかっていうことなんですけど、外部事象に合わせればいいわけではなくて、
1:05:55	要は上流から体系的にきちんと設計の方針を示して、構造計算のやり方に展開して、計算書につなげると。
1:06:07	ということがちゃんと一気通貫で説明されてることだと思うんですけど。
1:06:14	今のその外部事象のあわせればそういうふうに、
1:06:20	なるのかっていうな、今、今現在なってるのかっていうと、私としては、そうではなくて何か同じようなことがあちこちに書いてあるなという印象なんですけどそれは、
1:06:32	あれですかねちょっと読み方が違うというかちょっと目線を変えればちゃんと読めますよってことなんでしょうか。
1:06:42	はい。日本原燃谷口です。災害幾つものところに渡って出てくるというのは
1:06:49	これは正直に申し上げると実際、この資料作ってる段階でも、ちょっとここ、重なってるなっていうのは思っただけのところではあります。
1:06:59	ただし
1:07:01	田端出してたらですね、まずその外部事象の
1:07:05	並びになってりゃ、それでいいんだっていうそれはそんなことはないと思っただけで、ただ実際に先に説明をしている内容で、実際ある事象に対して、こういう考え方で分析をしますと。

1:07:17	というのがあったんでそれを参考にさせていただいたっていうのが、実際のこの今の記載の考え方でございます。実際の審査会合の中でも、きちんとその許可の
1:07:28	中で約束をした事象から、事項から展開をしていて、我々としてやらなければいけない設計の項目はこうです。その設計に対して、達成しなければいけない。
1:07:40	その目標というのがここなんですっていうところを、まずはそこまできちんと表現をした上で、実際それを耐震計算するんだっていうことで、ちょっとだから、こっから先がおそらく、
1:07:51	そのまま3-1-1を持ってきたっていうところが、良くなかったところなのかなというふうには思いますが、一応ちょっとなので今回は重複をしたとしても、その考え方としては、くどくなっても、整理をして記載をして、
1:08:05	並べていこうというので、今こういった資料の構成にさせていただきました。
1:08:15	はい。規制庁、カミデです。
1:08:19	当初読んだことよりは、いろいろ考えられてひねり出した構成なんだっていうのがわかったので、
1:08:29	そうすると逆2、
1:08:32	案イメージが施設イメージが湧きにくいという状況になってしまいましたが、
1:08:40	そうですね。
1:08:44	多分この、特に別紙。
1:08:50	4-2 ですか。の構成自体は、やはり
1:08:55	作り方の考え方とし、として、外部で説明してることあと耐震の基本方針っていうものを、
1:09:04	無理やりイメージしつつ、そのまま作りすぎっていう感じがするので、うまく融合をさせなきゃいけないんじゃないかなっていう感じはしますが、
1:09:19	そうですねもうちょっと具体的に、
1:09:22	記載を確認しながら、また最後にでもイメージ合わせできればと思いますので、少し間先に進みたいと思います。
1:09:41	ちょっと中身の確認に入りますけど、まず十時 0002-別紙 4 ののですが、
1:09:56	ここで

1:10:01	1.2 S s の方針が出ていて、
1:10:07	その
1:10:08	次のページまたは可搬型がありますけど、そもそも可搬型って、1.2 S s に対する可搬の説明と、
1:10:20	阿藤 S S に対する可搬の説明っていうのはそれぞれどこで説明されるの かっていうのが、ちょっと明確にイメージできてないんですけどその辺 説明いただけますか。
1:10:44	日本原燃谷口です。すいません。横野議論を聞いていてなんですけど、 1.2 S s に対応する可搬設備はここで記載をして整理をするということだ と思ってました。で、
1:10:56	普通の重大事故で、
1:11:01	出てくる可搬が、
1:11:04	ないということなんですかね。
1:11:10	はい。
1:11:11	要は 3、MOX で言うと 27 章、30 条、要は、S A の耐震という意味だ った常設なんですね常設耐震重要重大事故等対処設備を設置する重大事 故等対処施設っていう名前なんですけど要は、
1:11:26	常設に対してしか話をしなくて、今のその地震がゼロに、もう S A 部 分については常設っていうものをイメージしてるんですなんてかばん が、
1:11:37	宙に浮いてて、1.2 S s ではここでカバーしてるんだけど、1.2 節じゃな い、S s に対しての
1:11:46	版っていうのがちょっと見えないんですけど、その辺はどうなってます かね。
1:12:00	日本エリアでございます。すいません持とう。そうですね先ほど許可の やりとりをさせていただきましたが、医師に対してはまず地震に統合し ますという構成があった上で、
1:12:13	1.2 S s はこの項に飛ばしますと、やっけていて、
1:12:19	可搬自体は地震に対しては、落下防止転倒防止固縛の措置を講ずるとい うことで、
1:12:28	その措置自体の有効性とかそこをやるということを 30 条なりで宣言し て終わりというのが今の整理だったかなと思いますけど。
1:12:41	はい。規制庁亀井です私も何かそんな説明を受けた気がしていて、芳賀 さん所でやりますと言いつつ、今大分こう、

1:12:51	十時 0002 ができてきて、どこに入るんだらうなっていうのがよくわからなくなったので聞いてみたんですから、
1:13:02	今の段階で明確に答えられないですかね。
1:13:06	はい、井上根井者でございます可搬でですね、えっと、すみません私がちっちゃいコピーをしちゃったばかり自分が見えてないんですけど、別紙で、
1:13:16	確か、過半の評価の結果をつけるような形にしていたと思いますそこも大勢ちゃんとわかるようにしてどこで追加されるかと。
1:13:28	というのがわかるように、今後、示したいと思います
1:13:32	そういう意味で
1:13:34	外部衝撃と同じように、CEOの構成がわかるような図をつけたほうがいいものはつけますと言って30人をつけてないんで、すみません。
1:13:46	126 ページ、どこ行ったら 120。
1:13:50	見せつけたっけ。
1:13:52	違うよね。阿部俊が 126 ページに、別紙、別紙が幾つか追加になるものが一応全体像としては書いてあると。
1:14:03	これの一番下ですね、3 日版のやつが、
1:14:05	入っているということなんですけどちょっと全体の構成がぱっと見てわかるようなものを整理して、別紙 4 の頭に外部衝撃と同じようにつけさせていただきますそれをつけると。
1:14:16	全体の構成のイメージが掴みやすいと思いますんで、その形も含めて、整理をさせていただきます。
1:14:26	はい。規制庁深見ですわかりました。一応 126 ページの一番下のところの別紙 4 の中にきっとその辺が入ってくるんだらうということですかね
1:14:38	はい、宮城西浦でございますはい、そういう整理だと思ってますはい。
1:14:43	はい。あと最初にお話したみたいに結局可搬も含めて最初の全般の基本方針は、話をするってということなんでそうなる、
1:14:53	別紙 4-1 とかにも、リンクみたいリンクぐらいは出てきてここに入るんだらうな、もしくは、これは後なのねみたいところが、
1:15:03	わかるようになってくるっていうイメージを持てますけどそんな感じですかね。
1:15:08	はい、日本イシハラでございますここで、先ほどあった別紙 4-1 をちゃんと書けばですね、詳細については次回と言いながら

1:15:17	目次で全体を示した上で別紙に飛ばすの工事会と言いながらも構成がわかるように、どこどこに飛ばしますというのが記載が、付けられますのでそういうことで、
1:15:28	どういうリンクだというのがわかるというふうになると思ってます。以上です。
1:15:36	はい。規制庁管です。わかりました。
1:15:42	あとワー等、
1:15:45	別紙 4-2 で、
1:15:48	あと先ほどのお話の繰り返しでも仕方はないんですが、
1:15:54	どうしようかな、
1:16:00	まずは、
1:16:04	264 ページの、
1:16:07	目次等、対応する地震 00 の目次を見比べて話が、
1:16:16	できればと思うんですが、
1:16:25	地震 0002 のちょっと該当のページが今、
1:16:30	出て港南書きすみません。
1:16:38	日本原燃の伊藤ですけども、228 ページ。
1:16:43	にあるかと思えます。
1:16:51	はい。わかりました。ありがとうございます。それで地震 0002。
1:16:58	との間、228 ページと、十時 0002-264 比べた時に、全く一緒っていうことでも、
1:17:10	ないんですけどその辺の考え方冒頭も少しあったかと思えますけど、少し説明いただけますか。
1:17:19	はい。日本原燃谷口です。この 3-1-1 の記載ではですね通常の耐震設計として、その案いう設備と S A 設備のそれぞれの耐震設計の考え方が記載をされています。
1:17:31	ですので今回は、S A 設備に関係するところの記載を持ってきて、それを、1.2 S s に対応する設計としてお願いしますという、資料の構成の中身に変更させていただきました。
1:17:45	まずおっしゃるように同じようなことにはなっていないんですけども、記載すべき内容は書いてあるかなと思っています。例えばですけど、目につくところでいきますと、
1:17:55	3 ポツのところですかね、耐震設計上の重要度分類帯、設備分類というのが 3-1-1 の中にはあります。3 の一番いう設備ですのでこの記載はありません。

1:18:07	3-2のところでは重大事故等対処設備ですんでここで1.2の話をしてい ます。ただし重要度分類はありませんので設備分類として、委員系と対応 する設備の常設と考えますというようなことで記載をしています。
1:18:21	では軽減に対する考慮はこういうふうにありますということでそれでい くとさらにこの
1:18:28	中で、期記載として切り分けた3-6-1、6-3-1とか6-3-2はちょ っと見えてこないような状態になっていますが、一応こちらと記載はほ ぼこの
1:18:40	こちらって、この今画面に出ている。
1:18:43	128ページの、
1:18:45	内容と合うように、資料としては構成をさせていただきました。
1:18:59	はい。規制庁カミデです。264ページと基本方針があって、準拠規格が あるところは一緒で、重要度分、
1:19:12	その需要度の分類があって、し、地震力、機能維持、
1:19:23	なので愛想まず耐震計算の基本方針っていうのがないっていうところ が、これが十時00と地震0002のすみ分けで、
1:19:36	要は、
1:19:37	2、地震0002の228ページ。
1:19:42	の、10ポツについてからは、
1:19:47	下司地震02以下は、別紙4-15から、そっち側に移りますと、下のS Aと地震側の区分けはそこですっていう、まずそういうことなんですか ね。
1:20:00	これ日本原燃谷口です。申し訳ありませんでしたおっしゃっていただ いた通り通りで、10ポツの考え方に該当するものが、この
1:20:11	5-1-1-4-1の上流側で整理をされている内容でそこから導き出され た、実際に達成すべき内容があるんで、それを計算していますという ことでそこから切り分けて、計算書に持ってったっていうそういった考 え方でございます。
1:20:28	はい。規制庁上出です。その時に先ほども話をしたような線や、地震00 図2181ページみたいな話が、
1:20:40	本当にその10ポツに該当する場合なのか。
1:20:44	ていうのは
1:20:47	まずよくわからないんですけど、その辺はどうなってますかね。
1:20:56	はい。日本原燃谷口です。この農地、普段、普段というか普通のもの。
1:21:04	耐震設計の中で、この10ポツに、

1:21:10	該当するような、
1:21:11	記載の、
1:21:13	内容のところはですね、実際に
1:21:17	A3 をするにあたって、考慮すべき内容を、こういうふうに考慮していますということを書いた上で、
1:21:31	実際の入力のスペクトルがこうなっていますというようなことを説明をしている部分だと思っています。
1:21:37	これはもう
1:21:39	特にこれは正直なところ、本当そのさんと考え方の切り分けのところかなと思いましたんで、どちらに書いてもよかったですけど、私個人の思いとしては、今回計算の入力条件になるその地震動、
1:21:55	が、上流側で整理をして決めた一定の S s になりますんで、それと一緒に合わせて計算の考え方として、こういう条件で計算をしますということを書けばいいかなと思ってそちらに分類をしたものでございます。
1:22:08	ここはこうでないと駄目とかこれが合っているとかっていう、強いなんか考え方があったというよりは計算としては、そういった整理の方が見やすいかなと思ったっていうそういった切り分けでございます。
1:22:22	宮城西原でございます。今ひとつなんかすれ違ったような気もするので、先ほど冒頭神谷さん方の 100 例えばですけど 102、287 ページとかの、
1:22:36	ここで例えば先ほど谷口が言った、1181 ページにある表を先ほどの所から飛んで、耐震計算としての判定基準というのはこういうことにしますよという、
1:22:50	委員になるところを書いていると。ただ、1287 ページにいくとこれの考え方みたいのがさらにそこに加わって書かれていて、
1:23:01	僕は全体で高田伊丹変形がそういう地域の維持される、いわゆるこういう判定基準にしたことってというのはこういう考え方だよみたいなことが、さらにちょっとここに出てくるので、ここはもうすでにこういう判定基準でこういう計算の仕方で計算してね。
1:23:15	その結果がこうだということを示せば、いいところははずなのにその冒頭の判断基準に対する考え方みたいなことを入れてくるのは、何か違和感があるんだということだと思いました。

1:23:26	そういう意味では、先ほど言った要件の一番良いを引き出すところまでが重大事故 30 条側、それに基づく耐震計算としての判定基準であったりする、どう考えるかっていうところが、
1:23:40	別紙 4-15 のところで受けようとする、この 1287 ページみたいな記載は、その冒頭によ、別紙の 15 に書いた上でだからこの判定基準なんだというところにつなげて、
1:23:53	あと計算だけしろ預けるとい整理がありかなという気はしました。以上です。
1:24:03	はい。規制庁カミデです大体違和感はキャッチアップされてきているような感じはするんですけど。
1:24:12	1181 ページみたいな話だと、
1:24:18	耐震側でどうなってるかっていうと、別紙 4-1 の範囲では、
1:24:26	S s に対しての許容値っていうのは
1:24:30	終局に対して十分な安全余裕を持つっていうその定義をかなり具体的な定義まで行っていて、ただ、それが 2000 マイクロですっていうのは機能維持の方針とかに言ってるんですねさらに奥の方の方針、
1:24:48	で、
1:24:50	そういう感じなのかなと思っていて十時 0002 では、ただ許容値まで別に書く必要はないんだけどその許容値を導き出せるような定義までが書いてあって、
1:25:04	地震にいくと十時 0002 の定義に従ってこの数字で、判断基準であります。それで計算しますっていう切りは形を全体的にしてもらっているのが、
1:25:17	こちらとしては読みやすいなと思ってるんですけど意図は伝わりますか。
1:25:23	はい。峰志田でございますはい。ちょっと今おっしゃっていただいたことも含めて、そっちの方はすいません。柿谷を役割分担もあって、
1:25:35	なかなか川辺さんが読みやすいように役割分担ができるかというのも難しいところありますけどちょっとそこは、当然アウトプットとしてちゃんと整理ができて読めると読みやすい形だというのが、もう達成目標ですので、そうなるようにちょっと工夫をしてやりたいと思います。
1:25:52	おっしゃっていただいている意図は理解をしました。以上です。
1:25:56	はい、規制庁カミデすいませんです。すいません。
1:26:01	その前に、

1:26:04	言われた少し後に、今入っちゃってるやつを前に直さなきゃいけないなんていうのは、
1:26:13	その通りというかそうしてもらわないと、そもそも方針書と計算書等といった、
1:26:19	立て付けがおかしいので、
1:26:21	それは対応いただいて、
1:26:25	というので先ほど担当が云々とありましたけど、
1:26:29	何とかしていただきたいと、いうふうに思います。
1:26:35	はい。日本原燃谷口です。すいませんでしたちゃんと理念として調整をさせていただきたいと思います。イメージの確認だけ、ちょっと再確認をさせていただきたいんですが、
1:26:45	今の、
1:26:47	10次の方の資料の269ページ。
1:26:51	で、今上出さんがおっしゃっていただいた4000に対して余裕を持った設計をしますねという、最上流の考え方がありますと、
1:27:00	これに対して、具体的な計算として2000にしますが、計算書ではなくて、多分その1個上の計算の方針書として、こういう判定基準を用いて、ちゃんと確認してますね。
1:27:12	ていうことを書きましょうで、その計算した結果が計算書の中身ですっていう、そういう段階的な切り分けかなと思ったんですけど、そんな考え方で合ってますでしょうか。
1:27:24	規制庁コサクです。私はそれで、そう思ってて、現状の資料においては計算書の最初のところに、
1:27:33	ハウシン部分が、
1:27:36	受け入り込んでるってということだと思います。
1:27:41	はい。日本原燃谷藤です承知いたしました。構成そういうふうに見直し、見直しをさせていただきますありがとうございます。
1:27:50	規制庁コサクですちょっとすいません。上出さんの横井で申し訳ないんですけど、今の話の中で1点だけちょっと言葉で気になったところがあって、
1:27:59	十時0002の271ページ、先ほどの目次でもいいんですけど、
1:28:05	6ポツ3重要度分類であるんですね。
1:28:10	6ポツ3ポツ1だと設備分類って書いてあってと。
1:28:15	いうことでちょっと言葉は間違ってるねえかなという。

1:28:20	ところで先ほど目次の比較表を見た方が本当わかりやすかったんですけど、
1:28:24	重要度分類っていうのはD B側の要望ですよ。
1:28:29	はい。日本原燃谷口です。大変失礼いたしました。3-1-1のタイトルが設備分類ということで書いてあって実際ここで書いてある内容も、設備分類の内容ですんで、そこは修正をさせていただきます。失礼いたしました。
1:28:44	はい。規制庁コサクですその上でなんですけど、
1:28:46	271 ページで、から次のページまでで、A B Cと分かれていて、
1:28:53	Cは過半ということでもいいんですけど、
1:28:57	A Bって、これ、
1:28:59	何なんですしたっけ。
1:29:03	やっぱり日本連盟タニグチですこれ許可の中で、整理をさせていただいた時の金融系。
1:29:09	そして1.2を想定するものと、その1.2の
1:29:13	後、事故が起こって、その対処するための設備というその切り分けで、ポツポツ書いておりました。
1:29:26	規制庁加来です。わかりました。起因となる事象選定において、
1:29:34	はい。
1:29:35	これ、このよ、この言葉じりそのものがもう許可でこう定義をしてある用語でそれを踏襲当初とかそのまま使ってますってことでいいですか。
1:29:45	はい、日本エリアでございますはい。言葉は特に入れておりませんはい。重大事故等の議員となる異常事象の設定においてということで、そのまま使っておりました。以上です。
1:29:58	うん。
1:29:59	はい、わかりました。
1:30:02	久しぶりに見ると何を言っているものなんだっけっていうような気がしたので、
1:30:06	すけど、
1:30:08	はい。そのままでいって、人シキイがそろって運用されてる方がいいかなと思います。はい。結構です。
1:30:16	神さん、続けてください。すいません。
1:30:20	はい。規制庁上出です。切り分けについては今話もあった通りで、私が読みやすいようにっていうのは当然そんなことを考えてもらう。

1:30:32	必要はないんですけど、特に会合なりその前のヒアリングで話をしていた、いわゆるロジックっていうか考え方っていうのが、
1:30:43	はわかるようになっていうかそれを踏まえてやはり方針に展開してもらわないと、よくわからないというところがあってそれがあちこちにあっても、よくないし、それがそれぞれかぶっているとなおさら良くない。
1:31:00	ていうところなので、きちんと整理をして欲しいというのが要望です。
1:31:08	その他ですね
1:31:12	200、ちょっと具体的話って277 ページですが、
1:31:20	この辺
1:31:22	大事なところ
1:31:25	構造計画と配置計画みたいのはこれ、
1:31:30	3-1-1 の、
1:31:32	6 ポツに行きますっていう話なので結局これ、D B S A の方針適用しますって言うじゃないですか。
1:31:43	今回事業者の整理は、1.2 S s については30 条を起点として、
1:31:52	そこから展開しますという話なので、
1:31:59	このD B S A の方を、に示すって言っちゃうと、
1:32:06	良くないとかまたその構成が崩れちゃっていて、その通りにやりますだったらまだ読めるかなんですけどここに示すってなっちゃうと、
1:32:17	意味が、意味が違うとか、整理の考えとずれちゃうんじゃないかなって思うんですけどその辺いかがですか。
1:32:25	はい。日本原燃谷口です。今おっしゃっていただいたことで趣旨理解いたしました。こっから言っているのに、別のところで言っている、しかもデービーの内容として言っているものを、
1:32:38	やってるっていうことになるかと思しますので、ここはちょっと表現を見直して、適用するとか、持ってくるとか何かそういった趣旨のことが伝わるような内容にしたいと思います。
1:32:54	はい。規制庁カミデです。その辺で、本当にこの、まずこの通りにやりやるんだったらそう、そういうふうに書いてくださいねって話なんですけど、本当に
1:33:08	D s への方針に従って1.2 S s の設計、地震起因に対する重大事故に対処する設備の設計を本当にできるのかっていうところがあって、
1:33:22	アクティビティーもそうだし、機器配管の支持方針だって本当にそれでいいのって思うところもあるんですけど今のところ事業者としてはどこまでチェックをして、

1:33:35	この記載に至ってるのか、説明いただけますか。
1:33:39	はい。日本原燃谷口です。まず6ポツ6から68までの記載なんですけれども、これは
1:33:48	我々の思いとしては、
1:33:51	その1.2S sへの対象は、もともと我々が通常のS Aに対して設置をしている設備が、実際それが想定を超える地震が来ても対応できるようになってますということですので、もともとの設置のときの考え方ですか、
1:34:08	耐震上の余裕の取り方は、従来のDBでやっているときと同じなんだと思っています。ですんで、そういった意味で、実際のこの3-1-1-6なり、7なり8台で、
1:34:21	書いてあることを、それがそのまま適用されるんじゃないかなと思って、これはこういうふうに記載をいたしました。実際のその3-1-1の記載自体は異論で、
1:34:32	いろんな確認をした上で、それがその設計で配置されたものが一定にS sへの対応として、使えるような状態になってるということ、設計として確認をするということだというふうに思って、記載をしています。
1:34:48	最後の6×9につきましてはこれは3-1-1に従うのではなくて、この上流側で行っているこの6ポツ5というところで、1度に対しては、別の機能維持の方針をきちんと考えて整理をするって、
1:35:00	いうところが審査会合からの流れかなと思っていますので、それに基づいて、耐震設計をするっていうそういう表現をさせていただきました。以上です。
1:35:12	はい。
1:35:13	長カミデです。朝、確認ですけど6ポツ6とか3-1-1及び混んでますけど、これ多分、実際そこに行く等
1:35:24	別紙1と別紙4の、
1:35:27	10とか9とか8とかだと思えますけど関連するさらに減歩の説明資料があつてそこに飛ぶような形になってると思うんですけどそこを飛ばすところも、
1:35:38	一緒ですってということなんですよねまず。
1:35:42	はい。日本原燃谷口です。DBの設備としての設計の時に、その添付に書かれてある内容まで含めて、構造計画やります、斜面の対応します、やっていってこういうふうに確保しますってということだと思っていますので、

1:35:56	その設備を一定にでも使うということで、こういう記載をさせていただきました。
1:36:02	はい、わかりました。まず
1:36:07	その辺書きぶりとはその主語をどう捉えればいいのかっていうのがわからないと、置き換えて読めないんで、その辺はまず明確にするようにしてください。
1:36:20	はい。日本原燃谷口です。冒頭でご指摘いただいたその示すっていう、いうところのその記載をきちんと改めるといふのとあわせて、きちんと読めるように修正をさせていただきたいと思います。
1:36:35	はい。規制庁上出です。あとそれで、
1:36:38	6.9 っていうのがあの会合での話を踏まえてっていうことで、しっかり設計、信頼性の高い設計を考えますということの、
1:36:53	話だと思うんですけど、あの会合で説明いただいたことが、今、今度十時 002 なり地震 0002 にあまり反映されてないような、
1:37:05	感じがするんですけど、許容値の方はある程度出ておりますけど、この辺に埋め込んでいますとか示していますっていうのはご説明いただけますか。
1:37:18	やっぱり日本原燃谷口です。これ非常に申しわけないところで、実際のその機器配管、今回の申請ではなくて次回以降の申請になるんで、
1:37:29	まずその申請書の書類としてはこういうふうに書かせていただきたいなと思っていました。その今実際ちょっと書類の中で、それが明確に書かれているところはありません。
1:37:39	今回その十字の 02 というので付則説明資料で追加でご説明することを考えておりました。その中では、今後こういった設計をしていくということを書類には反映していきたいと思いますと。
1:37:52	いう考えているところまで、その補足の中でご説明をさせていただければというそういうふうを考えておりました。
1:38:00	と、規制庁カミデです。その十字の 0 になる資料って、最新版とかってもう出てるんですけど。そういうもしくはもうすぐ出てきたっけ。
1:38:13	はい。4 年タニグチです。実際の先月のヒアリングをさせていただいた以降十字の 02 で修正をしたものはお出しをしております。
1:38:22	実は本日、こうやってその構成を整理をさせていただくと、おそらくまだ補足として説明しないとイケない事項って、事前に我々が思ったものよりも、

1:38:34	増えるんじゃないかなという想定もあり、なので、今日のヒアリングを踏まえて、補足でご説明するべき事項はこうなんですということを、今日のこの資料の修正版と合わせて、
1:38:46	来週以降、適切なタイミングでお出しさせていただきたいというふうに考えておりました。
1:38:55	はい、規制庁幹事です。まず。何で会合で、
1:39:01	設備の話まで聞いたかっていうと、建物の設計方針を確認するにあたって中にどんなものがあるか手数がどんな、
1:39:11	方針で作られるのかっていうことがわからないと、建屋のマルバツがわからないでしょうという話だったと思います。それは何度も
1:39:21	伝えていることで、そう考えると、申請書においては全部工事課において補足だけで説明っていうのはなくて、建屋の判断を資するため程度の
1:39:36	情報量は、方針は入れてもらわないといけないと、いうことだと思いますのでその辺はまず認識いただきたいんですけどよろしいですか。
1:39:46	はい。日本原電タニグチです。今おっしゃっていただいたことは承知をいたしました。ちょっとどこまで文章として書けるかはあれですけども、最初に触れていただいた、信頼性の高い設計にしてちゃんと機能が維持できるような、
1:40:00	集中構造にしますというような趣旨の内容を記載をさせていただくのかなというふうに思いました。
1:40:08	すいません。規制庁コサクです。ちょっと、
1:40:11	私が追いついてないのか、認識がずれてるのかわかんないんですけど、
1:40:18	介護です。
1:40:20	話をしたのは、
1:40:22	1.2 S s の設計っていうのは、炉ではやっていなくて、
1:40:30	設計基準を超える事象としての S A として、
1:40:35	再処理、MOX で新たに考えているそうであって、そうすると、
1:40:43	A の枠組みのだけは、先ほども少しあった重要度分類とか、設備分類というだけではなくて、ちゃんともとの機能を考えて、
1:40:53	その機能が達成できるように設計をしていくと。
1:40:57	いうところをちゃんと考えていく。
1:40:59	ということだろうというので、大本の機能って何ですかと。
1:41:06	いうことを考えていったということだと思ってます。そうすると、先ほど少しお伺いした分類のところも、単純に

1:41:16	三つの枠ということだけでいいのかと。
1:41:19	もともとこの分類っていうのはその設備の分類というよりも、機能の分類が大本にあるはずで、
1:41:26	そこら辺で何もその機能が書かれず、そのあとおもむろにあの指示方針にまで来ちゃうと、
1:41:33	いうところがおかしいんじゃないかなって気がしますがどうですかね。
1:41:44	はい。日本原燃の谷口です。
1:41:47	ちょっとだけ。
1:41:49	言い訳をさせていただくと、今の共通側の競争額で、ごめんなさい、十字の00-02側で、268ページというところに、
1:42:01	建屋としての要求機能を記載をしています。
1:42:07	で、
1:42:08	この中で、言っている機能として実際にその設備が機能を果たせるように指示をする機能が必要ですよっていうようなこともこの中でまとめている。
1:42:22	ないように、
1:42:23	なっています。それを受けると、さっきの
1:42:28	配管機器の支持としては、こういうことをやっていく。谷口さんすいません、規制庁コサクですけど、それが駄目なんですよ。
1:42:36	あれが駄目とちょっと言い過ぎなんですけど、ここに建屋しかいないからわかんないんです。
1:42:43	そういう説明なんだったらここに、S A設備も入れるんですよ。
1:42:48	S A設備があるから建屋としてそういうし、こういう指示の仕方をしなきゃいけない。
1:42:53	ていうのが繋がるっていうのが、
1:42:56	審査会合で話したことで、
1:42:58	そこはしょっちゃ駄目です。
1:43:02	はい。日本原燃谷口です。承知しましたそうすると、せっかく前のページで、実際こういう、
1:43:09	重大事故を考えていて、それに対して水、その対処に必要な設備がこういう設備です。今回機能を果たさないといけないのが、消火剤を持っていく配管とか温度を測定する温度計、

1:43:21	とか、なのでちゃんとそれが機能を果たすっていうのはどういうことな んですっていうことの説明を記載させていただくのかなって思いまし た。
1:43:30	はい。コサクですよろしくお願いします。この範囲においては、許可で 行っている機能というところの範疇で十分説明できるので、物が設定し てないから申請できません。書けませんということではない。
1:43:42	領域だと思えますので、それで書いといていただいて、その上で、
1:43:48	建屋っていうところにここでつなげておけば、その後ろの設備につい ては、次回でいいと。
1:43:54	ということになると思いますのでよろしくお願いします。上出さんどう ぞ。
1:44:00	はい。規制庁、上出です。
1:44:03	先ほどの、
1:44:05	今の設備がないっていうのもありましたけど、266 ページとかはそうい う会合で話をしたようなこともあって設備が、
1:44:15	あって十分かどうかはあれですけど、一応ここには書いてあるんですよ ね。
1:44:23	はい。日本原燃谷口です当時審査会合の資料として出ささせていただいた 表を同じ内容で、これがマックスで必要になる設備全部ですっていうこ とで記載をしております。
1:44:36	はい。なんで最初に話をして違和感に結局通じちゃうんですけどやっぱ り1 発からポポツまでの流れと、ええ。
1:44:47	6 歩 で書いてあることっていうのがやっぱ繋がりが悪くて、
1:44:53	今の話でいうと会合で説明したことをしっかりちゃんと展開するって いう意味では、1 ポツから5 ポツの中でしっかり説明をするっていうこと なあんじゃないかなっていう気がします。で、
1:45:06	何で6 ポツみたいのがあるのかっていう結局、DBSAの方針を踏襲し っていることなので、そちらに説明してることとの対応関係ってのは絶 対わからなきゃいけないんですけど。
1:45:19	それを6 ポツとして書き起こす必要もなくて、
1:45:23	来発までの中でこれについてはここを呼び込めますっていうので、これ で全部読み込んだよねって確認できればそれでいいのかもしれないです し、

1:45:33	また別のところで、整理をするっていうことでも、なのかもしれないですけど、やっぱり 1、1 ポツ 5 ポツ 1 ポツから 5 ポツでポポツっていう一つの資料に小っちゃにしてっていうところでまたやっぱり間、
1:45:49	考え方が、一貫してるように見えないっていうところはあると思いますんで、その辺りやはり検討いただければと思います。
1:46:00	はい。日本原燃谷口です。承知いたしました。
1:46:03	1 ポツから 5 ポツまでで、会合で話をして、議論をして、整理をさせていただいた内容を書くっていうコンセプト自体は、
1:46:13	そうだと思っていて、さっきのその機器の支持については今、記載できてませんので、そこを充実させていただくということで思いました。
1:46:22	6 ポツの内容は確かにこれ全部書くことで、最初のその許可の時にあった踏襲するっていうの考え方で違うところだけを明示して書くと、
1:46:33	いうイメージで、あと同じところを一緒にするっていうところは、江川の成長力の整理を踏まえて、こうですという意図だったんですけども、
1:46:42	もうちょっとこの 6 ポツで実際に、もう、上流側でさ、言っていることをさらにもう 1 回書くみたいなことをしないで、もうちょっと耐震としてやるべきことを綺麗に書くと、そういうことなのかなと思いましたんでちょっと検討してみたいと思います。
1:47:01	はい。規制庁カミデです。よろしくお願いします。
1:47:05	あと、4-2 別紙の 2 は、最後、
1:47:11	7、等にしますけど先ほどの、
1:47:15	何ページだったかな、177 ページか。
1:47:24	やっぱり大事なので指示機能のお話ししましたが、結局何らか店舗が出てくると思っていて、
1:47:35	例えばその D B S A のキーの指示方針配管の支持方針だと、何かサポート等が載っていて、許容荷重が幾つみたいなのが、
1:47:48	あって結構な資料なんですけどそれをもう 1 回、1.2 S s で、また湖西部というかですね、同じようなものを作ろうとしていいのか。
1:48:00	何かもっと省力化したような対応を考えているのかってイメージありますか。
1:48:09	日本原燃谷口です。気持ちは、省力化したもので、その一定に対して機能を果たすっていうための指示は、こういうことです。

1:48:18	ていうことが示せばいいかなと思っていますが、これは本当にすいません、正直なところ、具体的な青写真があって、言っているものではないです。
1:48:28	はい。規制庁神ですちょっと先の話ではあるんですけどちゃんと
1:48:34	なんかそれに限らずなんですけど、ちゃんとTBSで説明していることと同じ。
1:48:40	高さというか、同じレベルの説明をこちらでもしなくてはいけないということを入れた、作業をしていただければと思う。
1:48:52	その辺は一応コメントまでですけどよろしくお願いします。
1:48:57	はい。日本原燃谷口で承知いたしました。
1:49:02	はい、規制庁カミデですとりあえず別紙だとか十時002という意味では私は以上。
1:49:09	です。
1:49:20	その他規制庁側から事実確認等あればお願いします。
1:49:29	よろしいですかね。
1:49:31	それでは十時0002の1.2関係のところでも1回振り返りを挟みたいと思います。衛藤原燃側からお願いします。
1:49:46	はい、日本イシハラでございます。
1:49:48	一番大きいのは先ほどあった、十時00-02の別紙4と、地震の002の別紙4-15以降ですね、の、
1:50:01	それぞれの役割分担をもう一度、助成をしてというところをさせていただくと、どこで何を書くのが、あるべき姿なのかということの整理をさせていただきます。
1:50:12	ということです。あとは、十時002の別紙4のですね特にところの1ポツを古藤、6ポツ以降の構成。
1:50:23	今でいくと仲良く違う世界のものが合体させた、建てたみたいな感じなので全体通して何を、耐震設計の1. 施設の基本方針として30で書くかという構成ちゃんと考えた上で、
1:50:37	頭が流れるようにということの整理をさせていただきます。あわせて重大事故でお約束をした機器の設計を踏まえた上での、建物の設計ということ、今一度整理をした上で、
1:50:51	各病棟を展開をして書かせていただくということかと思います。
1:50:56	以上です。
1:50:58	はい。今原燃から示された対応方針について何か規制庁側からコメントがあれば、

1:51:08	よろしいですか。
1:51:10	はい。それでは、地震 0002 に移る前にちょっと 2 時間来そうなので、ちょっと休憩を挟んで、
1:51:19	再開としたいと思います。
1:51:24	35 分再開で、現にいかがでしょうか。
1:51:29	はい。サイズ使用分です。35 分再開ということで了解しました。よろしくをお願いします。
1:51:37	はい。では規制庁側の 35 分再開をお願いします。
1:51:43	それでは録音形します。
0:00:02	それでは 6 月 17 日のヒアリングを再開します。
0:00:07	それでは、日本原燃から地震 00-02 の別紙シリーズですね別紙 4-15 について突出して何か補足して説明することがあればをお願いします。
0:00:24	はい。日本原燃谷口です計算の方針と計算の結果です。考え方先ほど、
0:00:30	ご説明させていただいた通りで、今の上流の整理を受けて、こういう計算のやり方でやります、判定基準こうです、で計算した結果こうですというふうに記載をさせていただきました。切り分けのところは先ほどのコメントもあって、
0:00:43	方針の中で、もうちょっときちんと判定基準のところまで活用するっていうことは、修正が必要かなと、今、今の段階では思っているところでございます。以上です。
0:00:53	日本原燃のオガセでございます別紙の上の 1067 のところの計算書に関するところでございますけれども、これまで 5 月の 27 日までのヒアリングの際にいただいているコメントにつきましては、基本的に入れ込んでいただいておりますが、一部評価の条件に関する詳細のところ、
0:01:09	につきましてはご説明するようなどころのご指摘をいただいておりますが、そちらにつきましては左前回のヒアリングの際にもご議論させていただいております通り、補足説明資料の方で準備するような形で進めておりますので、
0:01:21	それにつきましては補足説明資料を次回ご提示する際に合わせてその詳細についてご説明させていただくことを考えてございます。以上です。
0:01:30	はい。
0:01:31	それでは、規制庁側から事実確認を行いたいと思います。まず別紙 4-15 からお願いします。
0:01:45	はい。規制庁上手です。切り分けの話は一緒なので特に言いませんけど例えば、

0:01:52	1178 ページの 2 ポツでも、地震力の話は、十時 0 分 2 秒でも行っているしってというのがここでもまたご覧ください。
0:02:02	その辺をきちんと詰めていただくということだと思います。
0:02:08	ちょっとそれ以外のところで言うと、
0:02:13	1180 ページの、
0:02:18	4 ポツの最初のパラの最後のまた書きのところですけど、
0:02:24	最新の知見を適用するってということに対して今回はその 1.2 S s っていうこと自体は、先行例がないしと。
0:02:35	さらにその支持力に対して、根井 2000 を超えたところもっていうところの、あんまり特に前例もないところだと思うんですけど、結局 2000 ではそうなります。
0:02:49	しまうということで、この辺、
0:02:53	事業者の認識としてもこれは既工認で実績のある手法なのか、もしくは、最新の知見に照らして妥当な手法及び条件を、
0:03:03	提供したことなのか、それは、今回の 1.2 S s に対してはどちらだと思ってますか。
0:03:13	はい。日本原燃谷口です。実際の評価として、
0:03:17	新しいものを用いたっていうのはなくてですね、従来通りの方法でやっているとと思ってました。むしろ、正直申し上げますとここ、記載した。
0:03:28	これは今後機器の評価で、どうしても厳しいところが出てくれば、何か違う判定基準を持ってくってっていうその許可の時に書いてあった内容も踏まえると、
0:03:39	そういった説明が今後必要になってくることもあるかなと思って、この記載させていただいた内容でございます。
0:03:50	規制庁、上出です。
0:03:52	そうすると、既工認で実績がありということになる、考えるんだろうとは思いますが。
0:04:03	特に許容限界のところとか、あとはもう、
0:04:07	結局、地震力 4 回だけじゃなくて、いろいろ説明があるようなところは、本当に、ねえ、この基本実績ありというだけで終わらせていいのか。
0:04:20	もしくはその説明があればいい。もしくは、そもそも、
0:04:24	許容限界のところみたいの一生懸命説明されるっていうことも実際あって、それが妥当性なりの説明になっじゃないかと思えますから、ちょっとこの、

0:04:39	方針に照らして、いろいろ説明項目あると思うんですけど、
0:04:47	要はこの方針に対して、この説明が
0:04:51	該当しますみたいな整理をしてもらえれば、何か今の段階で特別新しいものというよりは、きちんと整理をして説明できるようにしてもらってことかと思えますけど、いかがですか。
0:05:06	はい。日本原燃谷口です。碓井。
0:05:09	承知いたしました。
0:05:12	実際にその説明の中で、今回、新しいやつなんできてというのは少なくとも説明絶対に必要になると思いますので、ちょっとそれが今後、出てきたときにきちんと、
0:05:24	明示してご説明するって、
0:05:26	いうことが必要なのかなっていうふうに思いましたんで、ちょっとそんなことを整理しておこうかなと思いました。
0:05:36	はい。規制庁管です。特に補足の話になるかもしれないですけど、補足の位置付けとかでも、こういう基本方針が繋がっているのを書くところがあると思いますので、
0:05:47	どういう位置付けなんだっていうのはわかるよ。
0:05:50	整理してもらおう。
0:05:52	思います。
0:05:54	あとですね次費、次のページの1181ページはよくわからないところがたくさん、
0:06:01	あるんですけど、まず、全体的に具体の定量的な基準を書いてあるところ、あとは定性的に、
0:06:13	示しているところ、混在していて、
0:06:16	混在、本来であれば、すべて定常的にと、の方がわかりやすいんですけど、そうはいかなくても、定性的な記載であってもですね、
0:06:29	なんかどうとでもとれるような記載はさすがに、許容限界の設定としては良くなって、
0:06:38	例えばですね、ねえ。
0:06:41	基礎スラブの要件②のところ。
0:06:44	二つ目のポツとかですね、
0:06:47	超える場合は全体が崩壊したないっていうのはこれは説明の仕方によって何とでもなるんじゃないかなって思うところなんですけど。
0:06:59	もう少し明確に書けないかなっていうところなんですけど、いかがでしょう。

0:07:10	日本原燃富樫でございます。今こちらの方の基礎スラブに関しましては盤全体が赤いしないとかそういう意味合いのところで基本的には記載しているところがございますので、
0:07:24	ですねその破壊形態っていったところがどういう位置付けのものが破壊というのかといったところに至らないってことなのでその破壊に至らないといったところの破壊のメカニズムの定義といったところを
0:07:37	記載させていただくような形の方で、ちょっとその明確化といったところでさせていただこうかなというふうに思っております。
0:07:47	はい。規制庁カミデです。まずはどう書くかっていうよりも、我々と共通認識をちゃんと持っているかっていうところがあったと思いますので、まずは説明いただければと思いますけど。
0:08:01	この部分だとか、あとは、
0:08:07	注記に入ってますけど、
0:08:13	注記の部分はさらに定量的な確認と、
0:08:18	してと何か書いてありますけど、
0:08:22	過大なトウミ変形とか、あとは、
0:08:27	十分に剛っていうのも、この辺はこういう値で見てるのかもしれないですが、基礎スラブ日課ギイガス、
0:08:37	まずは、わかるように市に説明をいただければと。
0:08:41	思いますのでよろしくお願いします。
0:08:49	はい。日本原燃の間瀬でございますかしこまりました。きくその今おっしゃったような例えば定量的な確認をどういうふうにやるのかとか概ね5ってというようなところの話については、1200 すみません先取りになってしまいますが先ほども、
0:09:02	ご覧いただいております1286 から789 といったページのところで、この辺りの教育委員会とか、この考え方のところですね一ところについて、記載の方をこの基本方針側の方に持ってくるというのが先ほどの
0:09:16	前半のところでの押し栄子ヒアリングでの回答の状況だったと思うんですが、この移してくる際にそちらの方の具体的なところも書くようにして、から移すようにさせていただきますそのように対応させていただきます。以上です。
0:09:32	はい、規制庁カミデです。あと
0:09:37	例えば注記にも、これ、

0:09:39	注記なのか、許容限界なのかっていうのもよくわからなくて許容限界なんだったらな表の中に入れ込めばいいっていうのでその辺りも
0:09:48	あわせて整理をいただければと思います。
0:09:53	日本原燃のオガセでございますかしまりました。まず市営土岐の要求として必要なものと我々としての安全性向上の観点で、さらに詳細に確認するよというところそういうすみ分けの話かと思imasので、この辺りが少なくてもわかるように記載の方させていただきたいと思imas。以上です。
0:10:12	はい、規制庁カミデです。あと、耐震兵器以外の壁のところの要件②なんですけど、当該部位が単独倒壊することはないっていうこと的前提条件が、
0:10:26	最新兵器のせん断ひずみの話を言っているのか、
0:10:32	もしくは
0:10:35	その左どなりの、耐震併記以外のせん断ひずみの話してるのか、ちょっと前提条件がよくわからないんですけど、どっちなんですかね。
0:10:52	はい。日本原燃富樫でございます。基本的にこの間仕切り壁に関しては又吉駅と同様な形の方で、層についてるような形になってきますのでそうしますとその間仕切り壁といったところに対しましても耐震費と同様の形の方で全体としての挙動の報告を受けてくるというところになって参りますので、
0:11:12	そういった意味でいきますと、私ごと耐震
0:11:19	額がですね左側の方のそそうとして 2000 万くらいかといったところに収まっていくといったところの変形量でいきますと、その方としての全体的な挙動が拘束されているという形になってきますので、その倒壊することがないというのは、
0:11:35	流れになってきますので、新駅以外の壁のその層としての変形量というものに下がっている位置付けだというふうに考えております。
0:11:47	これなんですか。
0:11:49	規制庁、カミデです。そうすると、
0:11:56	関係をまず明確にしてもらえればと思imasんですけど、耐震駅わあ、4000 マイクロですと言いつつ、新駅以外の壁は 2000 なんだみたいな話を、
0:12:08	すると、欠格要件にも、トーン 2002 ってなって、何、4、もともと云ってるタジリの 4000 って一体何なんだっけっていう、
0:12:19	気がしてくるんですけど、その辺ってどう考えて、

0:12:25	日本原燃鳥羽でございますすみません私の説明が今の、少し混乱してしまいました申し訳ないです。今この要件に関しましては層としての降灰が至らないことっていった形になってきますので、
0:12:36	この部分というのは基本的に上段のところの堆積に記載している通り建屋全体としての層のせん断変形といったところが4000マイクロ以下になっているといったところでは、全体的な公開はしないという形になってきますので、
0:12:50	基本的に間仕切り壁っていったところではごめんなさい、耐震駅以外の壁で書いている、この
0:12:56	要件に書いている事項といたしましてはこの層としてのせん断変形が4000マイクロに収まっている、全体、拘束を受けている状態においては、その壁としては、単独で公開することはないという意味、意味合いのところ記載している分でございます。
0:13:15	そう。
0:13:16	規制庁カミデです。2000じゃなくて4000だという話だと思うんですけど、そんな、そうなったらそうなったでほんということがあるて、
0:13:26	耐震よりも、コアの設計のどうですかという話があってで、実際の計算としては耐震以外の壁の計算を、簡易計算だと思いますけど、やられていて、
0:13:44	何かその話をすればいいんじゃないのかなっていう気がしてですね、その耐震駅のひずみだけで論じるんじゃなくて
0:13:55	実際に検証計算みたいなところの話をすればいいんじゃないかと思いましたが計算の
0:14:02	計算と、ここの影響限界の考え方の記載の各形となっております。
0:14:10	日本原燃のオガセでございますけど上出さんが計算とおっしゃった、また耐震駅以外の壁が実際に力を入れてどういような状態になるかという評価は、この表で行っているところの注記の※1のところ該当するところでございます。
0:14:25	で、ここは当該部位その耐震へき以外の壁に係る定量的な評価として、その追従性、また過大なタウ変形が生じていないことということで、いわゆるフレーム材の変形に追従して、
0:14:37	ちょっとそれがパターンとはずれて倒れないよというところを評価するということになってございます。先ほどご指摘キーもありましたけれども機能要求の話のところと我々としての安全性向上の

0:14:48	観点でせ、評価をするというところの区分けをちゃんとはっきりした上で、そういう評価をやるよというところをここに書いてもいいのかなと思いました。で、実際のところこちらについては 1286 ページの後ろの表、
0:15:00	実際評価のやり方のところの計算書の中での説明の表の中ではですねこちらの注記ではなくきちんとやることとして、格上げといいますかそういうふうにしておりまして、
0:15:10	この 1286 ページの表の一番右側の列、こちらの方ではそういった評価をやるというところはちょっと宣言させていただいているというところでございます。こちらの 1181 ページの表につきましてはまず R C の建物としてこういう要求機能がかかったときに、
0:15:24	具体的にどういうことが必要かというところの観点でまずはこの壁が、単独で倒壊することはない。R C の建物というところでは、こういった雑壁につきましてはフレーム材なんかに拘束されているので、この壁だけはパターンと倒れることはないよというところまで記載をしているところでございます。
0:15:40	考え方としてはそういった形でやっております。以上です。
0:15:46	はい。規制庁上出です。わかりました。
0:15:49	そういうことなんで、全体整理をするときに、もう一度実態としては計算も、評価をちゃんとやってるっていうことを、ちゃんとしていう感じですよ。簡易の方だと思います。やってるっていうことで、
0:16:05	その辺適切に方針ちゃんと書いてもらうっていうことで、
0:16:10	だと思いますので性がない。
0:16:13	津久井。
0:16:14	規制庁ハバサキです。ちょっと今のところ、
0:16:18	先ほどってかあとフチノちょうど線じゃ 86 ページのところでもいいのかもしれないけどちょっとそこを先読みして見てるんですけども、結局、
0:16:28	耐震駅以外の壁の左側の支持している秋吉設備機器、支持してるものに関しては、2000 マイクロ
0:16:38	D、アクセスルート、
0:16:41	及びソーサー場所を構成する壁に関しては 4000 枚の、
0:16:45	をクライテリアにすると。
0:16:48	いう、まずその前提でいいんですか平たく言っちゃうと、

0:16:56	日本原燃の富樫でございますけども、基本的な考え方を今浜崎さんおっしゃった通りで要件1に対しての機能要件の限界として考えると2000マイクロ以降に収めます。
0:17:07	て要件2といったところのその大規模な建物として損壊で考えると4000です。ただ最終的な燃料加工建屋における評価といったところ、1と2というところの要件を考えないといけないのでその部分でいくと2000マイクロ以下に原則押さえるように設計の方を進めていくというような、
0:17:25	今考え方で整理して、
0:17:27	はい、院長浜崎です。その上で先ほど1286ページの具体的な評価報告とか見ると、実際、要件2の方の壁。
0:17:38	もう、
0:17:39	何て言うんですか、ここ別に個別に、4000マイクロまでというような、
0:17:48	ことで評価する方法になってるんですかこの方法は、
0:17:55	ちょっとこれ、後のところで聞いた方がいいんですかね。ちょっと表はですね、クラウドシアの今の考え方で、そうは言っても、2000マイクロというきちんとにしますと、
0:18:06	いう説明まではわかったんですけど、具体的な評価方法として、要件1の要件に行って、
0:18:14	やり方は一緒ですよ。
0:18:19	はい、ありがとうございます。要件要件2ともに地震応答解析に基づく、層としての変形量から算出してっていう意味合いでは一緒でございます。
0:18:28	で、規制じゃないです。結局そこでやろうとしているのはその層としての液位ひずみを用いて、各課ベニス発生し得る応力を評価しますって言うてるわけですよ。
0:18:41	はい。日本イトウでございます浜崎さんのおっしゃる通りで、その耐震以外の壁に関しましてはおっしゃる通りその併記層としての平均応力を用いて、倒壊しないかどうかの確認を実施しているといったところでございます。
0:18:54	佐伯ちゃんだけです。で、応力から、エネルギー換算ななりで、とそ養型1の壁と要件の壁のひずみをそれぞれ評価しますと、
0:19:07	いうことを考えられてるという理解でよろしいです。
0:19:16	はい。日本でトガシでございますそれぞれ

0:19:19	実際にやっている内容といったところでいきますと、まずその要件1と要件に行っていたところまず基本的な制度をさしていただいて、実際にアップするものとしましては、1.2の設計
0:19:33	清掃考慮した際の地震応答解析のを実施してあげてその際に発生してくる各層の平均せん断応力度、こちらの方を考慮してあげて、
0:19:45	地域以外の壁といったところに対して倒壊しないかどうかの確認をしているといったところが、
0:19:52	地域以外の壁の燃料加工建屋における評価といったところで確認している事項になってきます。
0:19:59	引地浜崎です
0:20:00	今、富樫さん説明された方向だと思うんです。で、要はですね、先ほど神谷も言ったように余計1要件2のクライテリアとすれば、あえてエリアを分ける必要があるのかで分けられるほどの精度の高い、
0:20:16	ましようか。
0:20:17	うん。
0:20:18	やろうとしてるんですかっていうところを確認したかったんです。
0:20:22	これ、以前、5月も言いましたけれども、これ、いろんなやり方っていうのは
0:20:28	ちょっと先行例でもあるんですけども、今回はあくまでも損益のひずみから評価するようなやり方で、こんなに要件1要件に比べのクライテリアを変えるほどの、
0:20:40	ここへを取られているようには思えなかったんで、ちょっと確認したんですけども、ちょっといずれですね、今ここ前段の話なんでやってます後程、
0:20:52	47. そこも含めてちょっと確認した、したいと思います。現状、今、このページでの確認は、私の方は以上にします。
0:21:04	はい。どうも仕事ですはいまたちょっと後程議論をさしていただきたいなというふうに思いますとりあえず今羽田さんのおっしゃられたところといったところの要件1要件に対しての、
0:21:16	教育委員会といったところが、それほどあれ、しっかりきちっとまとめ、決められているといったところのものではないんじゃないかといったところのコメントの方は理解いたしました。ありがとうございます。
0:21:28	はい、規制庁山崎です。はい、じゃあ後程ということですのでいません。網野さん。

0:21:35	はい。規制庁カミデです。いろんな事業後々次もう1ページしかなくて1182ページですけどこの辺、建物側とちょっと並んでないなっていう。
0:21:48	4発1と、各項目がちょっと並んでいなかったり、
0:21:53	今3ポツ2で示す内容呼び込んだりしてるんですけど、4%だと、
0:22:01	3ポツ1を呼び込むっていったりとかですね、
0:22:05	あとは最後の呼び込みの記載がなかったりとかなのでその辺りはまだブラッシュアップしなきゃいけないんだと思いますけど、認識いただいて、綺麗にしてもらえればと思いますけど、よろしいですか。
0:22:19	はい。日本原燃谷口で承知いたしました。きちんと整理をして記載をさせていただきますと思います。
0:22:27	はい、規制庁カミデ須藤別紙4の15年は私は以上ですが、
0:22:33	他に開放します。
0:22:48	規制庁カミデです特になければ先に進みますけど、
0:22:53	1000、
0:22:56	1100、
0:22:58	83ページから前パレスのお話があって1点だけ。
0:23:03	質問なんですけど、1186ページ、7ページにあるように、S sに対してと同じような、
0:23:14	フロア減衰を一通り作るってことなんだと思うんですけど、一方で、
0:23:21	1.2 S sに関して地震を要因とスルー、重大事故等に対処する設備系、それはどういうところにあるかみたいな配置計画は多分、14-0002の、さっきの別紙4-2、多分、
0:23:36	整理がされるってことだと思うと、いらないところがたくさんあるんじゃないかと。
0:23:42	思っていて、別についてるから何か駄目っていうわけではないんですけど、事業者の考えとして、どういう考えで
0:23:53	の床応答を申請対象としているのかって説明いただけますか。
0:24:00	はい。日本原燃谷口です。この書類を当初用意をしていたときは、基本的にはS sで考えていたものを1.2で、評価をするときにはどうするんだっていうことを書くもので、
0:24:12	なので、入力条件がありますけど後のやり方は基本的には踏襲してやります。なので、この書類も、踏襲して、全部つけようかなって思ったところでした。

0:24:22	今お話をいただいて、ちょっとその版權にしたときに、その抜けてしまったりとか、あとはですね今まだ、ここのプラント建設中ですので、
0:24:32	実際仕上がってみたときに、ちょっと配置の変更が出てますみたいなことはまだあり得るかなあということもちょっと思っていますので、書類としては、一旦全部出した方がいいかなってというのは思っていました。以上です。
0:24:50	はい。規制庁上出です。
0:24:54	そのあたりもう少し簡潔に整理を行っていただいて、説明いただければ続いて駄目だというものではないです。
0:25:05	あとは十時 0002 って、等との関係とかですね、あとは今おっしゃったような、今後の話も踏まえると、
0:25:17	つけておいた方がいいってことであれば、何らかの説明をしてもらえればと思いますので、
0:25:25	また改めて説明をしてください。
0:25:31	はい。日本原燃谷口で承知いたしました。
0:25:39	はい。規制庁、上出です。
0:25:43	あとは
0:25:51	次、資料の 16 に行きますけど、
0:25:58	応答計算書ですね、1194 ページで、
0:26:10	まず 2 ポツ 2 の解析方針でこれ、
0:26:15	S s の地震応答計算書をそのまま呼び込んでいますけど、
0:26:23	設計用地震力の算定とかは、
0:26:29	S S の、
0:26:31	設計をそのまま踏襲するんじゃなくて、
0:26:35	自分たちなりに考えてやってますっていうのが十時 0002 の説明でしたから、単純に呼び込むんじゃなくて、何を適用して何を適用しないのか適用する範囲みたいなものは、
0:26:50	ちゃんと書いてもらったらいいんじゃないかと思いますが、私、
0:26:55	日本原燃のオガセでございます今ご指摘のところというのは精神としては 5 月の 25 日のヒアリングの時にもいただいていると思っておりまして、この 1 S s の地震応答解析をやる中で、T B のやつの中で B での地震応答解析の中でのどの部分を持ってきて、
0:27:14	ていうのをきちんと明確に細かくってところの話だと思っております。ちょっとこの章については若干ちょっとばくっと書いてきている

	ところでして、この章に示した方法に基づいて行うというような言い方をしておりますけれども、
0:27:27	その詳細につきましては、各所、例えば、ちょっとわかりやすいところで行きますと、
0:27:34	後ろの方の、
0:27:36	入力じゃなくて、評価条件とかのところなら 1238 ページとか、のところなんですけれども、それぞれ解析条件として復元力特性ですとか、浮き上がりの地盤までの考え方ですとか、
0:27:51	そういったところがございますのでこれは同じ条件ですこれは同じ条件ですというところをきちんと書いた上で、その上で違うところというのは、この話で行きますと 1238 ページ行きますと下半分のなおに書いてあるところであります。
0:28:05	いわゆる誘発上下動放流モデルこういったものを、今回新しく使いますよというところがきちんとわかるように書いてきたつもりでしたので、中身を見ればという話になってしまうと大変恐縮なのかもしれないんですけど、そういった形で来てるところを引いているかというのはわかるように記載をしてきたつもりでございました。
0:28:23	とりあえず、我々の作成の方針としては以上でございました。
0:28:28	はい。規制庁神です。中身としてはそんなに駄目というわけではないんですけど、方針からの 1 河川、
0:28:39	俯瞰性という意味での違和感で、としては、
0:28:43	基本的に、まず 1194 ページ、大竹さんなんで、まず基づくべきは別紙 4-15 であって、
0:28:55	その先に、十時 00 の別紙 4-2 があってっていうことだと思うんです。で、
0:29:06	その層それなりに結局この、
0:29:11	321111 みたいなのが書いてあればそこ省略してるんだなという気もするんですけど、書いていないので、そういう意味でちょっと体系的に掘り所がずれちゃってるんじゃないかなっていう、
0:29:25	いう思いで話をしてるんですが理解いただけますか。
0:29:29	日本原燃の間瀬でございます理解いたしました。今すぐ DB の計算書から直接持ってきているところがあるんですけども、ちょっとこの SNS の評価の基本方針のところですね。
0:29:41	そこに書いている内容がまずはこの 1.2 評価の基本方針になりますので、そこのスタートにして、じゃあどこデービーの計算書から読みまし

	<p>ようかそれともインサービスの基本方針に書いていることはこうだから、</p>
0:29:53	<p>ここはこういうふうに設定しますみたいなそういったところがきちんとその 11.2 S s の基本方針もちゃんと触った上で、呼び出すように方針のところは記載させていただこうと思います。その上で大部分がこのデービーの地震応答計算書に基づいて、同じ方法でやるというふうになりますので、</p>
0:30:09	<p>今後の章におきましてはそういうふうなこの D B の計算書からこの部分と呼ぶというようなところの構成にしていくというところで温度の計算書から、この部分というようなところを構成にしていくというところで問題なくできると思いますので、そのように対応させていただきたいと思います。以上です。カミデです。大体理解いただいて、</p>
0:30:25	<p>て言っていたと思いますんでよろしく。</p>
0:30:30	<p>いえ、</p>
0:30:30	<p>阿藤 1197 ページで、これ単純に S s の計算書と比較をされていて、ここだけじゃないかもしれないんですけど、S s 数の計算書と、</p>
0:30:46	<p>ここに何か物性値の説明があったんだと思うんですけど 1.2 S s にはなくてというので</p>
0:30:56	<p>おんなじように作っているのに、何かこう違うなっていうところが幾つかあると思うんですけどそのあたりは、</p>
0:31:05	<p>どう、何か意味を持って消しているところは後は単純に抜けちゃったっていうところあるんだと思いますけど。</p>
0:31:11	<p>ある程度もう整理はされてるんでしょうか。</p>
0:31:15	<p>日本原燃の赤瀬でございます上出さんのおっしゃるようにデービーの計算書と症候性等を合わせるというところは前回のヒアリングの際にいただいていたところでございます今回それを意識して一応作ったところでございます。</p>
0:31:28	<p>まさしく今おっしゃった材料物性のところというのはこのモデル作成に先立つところとして、A B の計算書ではこの 3 ポツ 1 の次の章でアツギとかいかな、この 3 ポツの中の頭の方の章で書いていたところでしたが、結局のところそのモデルに使う物性値という観点だと思いたすので今回すいませんどこに書いたかといいますと 1198 ページの</p>
0:31:49	<p>頭に文章の 2 行目ですねここには材料物性試験機のモデル及び地盤物性のこの一番最初の材料物性でここで、同じものを使っているというふう</p>

	に読んでしまう読んだところで、ここに合体しているところでございました。
0:32:01	ただちょっとすみません読みづらくなってしまって章構成がここだけちょっと合わないような形になっているところだと思いますのでこれはちょっと適切に症候性テレビに合わせる形で直す。
0:32:12	ことを考えます。いずれにしろ同じものを使っているという、宣言ですかね。それがここかもしくは、今言ったように分けてちゃんと書くかというところで必要だと思いますのでそれにわかるように対応させていただきます。
0:32:26	はい。規制庁上出です。わかりましたなるべく比較がしやすいようにってということなんに、方向性を合わせていただいた方がいいかと思いますので、よろしくお願いします。
0:32:39	あとは
0:32:48	投票、
0:32:49	1198以降の表、図表も
0:32:57	あれですかね。
0:32:59	全部S sにあるものすべてが載ってるっていうわけでもないですけど一応整理はした結果として、どっかに呼び込んだ、してるってことですかね。
0:33:09	日本原燃のオガセでございます。おっしゃる通りでございまして、基本的に構成上必要なものというのはすべて載せているところで、載っていないものというのはちゃんと文章のところで、そのデービーの計算書と同じものを使うというふうな宣言をした上で、
0:33:23	その違うところが例えばその地盤の定数ですとかそういったところ波によって結果の数字が変わったりしますので、そういったところへのデービーのところと違うところというのはきちんとDBの計算書と同じ構成で載せたと、そういったような位置付けで作成してございます。以上です。
0:33:40	はい。規制庁深見です。わかりました。その辺整理されてるっていうことで、4でまた何かあれば、各自治体、
0:33:49	別紙4の16については私は以上ですけど、規制庁もわからない中、
0:34:07	と規制庁カミデです。特にないようなんで、次別紙4-17に行きます。
0:34:15	これも、
0:34:17	冒頭何を書くかっていうステージは、していただいてということで、
0:34:29	そうですね。中身的なところで言うと、

0:34:42	1292 ページですかね。
0:34:49	この辺が、
0:34:50	あまりよくわからず、
0:34:56	記号の説明とか体系とかもなくですね、どういう計算をしてるのかとか、あとは 1293 ページで、許容限界の話がありますけど、
0:35:11	これをどういう拠り所でこういう評価をしているのかとかですね、ちょっと解説をいただければと思いますが、いかがでしょう。
0:35:22	日本原燃の岩瀬でございます。一応ちょっと経産省のこちらの 4-16、17 の本の中では基本的な概要のところは概要というか考え方のところは、記載しているところですが冒頭お話をさせていただきました通り詳細なやり方、
0:35:38	ディスクですとかそういったところにつきましては補足説明資料の方で説明させていただくことで今作り込みをしているところでございます。確か先ほど上出さんがおっしゃいましたすいません木部の説明がないというのは改めさせていただきますが、こういうだとせん断力鉄筋比で割ってとかいうようなところの考え方ですね。
0:35:56	鉄筋の応力度で割ってとかいうところの考え方、この辺りの各壁にかかる応力の出し方というところにつきましてはまさしく補足説明資料の方でなるべく詳細にご説明できるようにご用意しております。
0:36:07	あわせて床スラブのところも同じなんですけど許容限界のところの考え方につきましても補足で、整理しているところでございますので、そちらの方のご説明の際に合わせて、説明の方させていただきたいと考えてございます。
0:36:20	以上です。
0:36:25	はい、規制庁カミデズその話って、その補足説明資料って今どれぐらい出てそうとか、あと番号何番の資料とかってあります。
0:36:35	日本原燃のオガセでございますバブラーとしてすみません申し上げておらず、1.2 S s - A 01 の資料の中で、御説明の方を追加するように作成してございます。現状田浦指数工程といたしましては
0:36:49	先ほど方針のところとも同じところなんですけど本日いただきましたコメントを踏まえまして、こちらの計算書の方も別紙 4 の 14、15 から 17 についても直すと思いますので、そちらと合わせた形で、ちょっと来週以降、
0:37:03	ご提示するような形で書き込ませた形で、ちょっと絞ってます。

0:37:07	弓削西原でございます。本日、このヒアリングをやってる最中にスケジュールをお出しさせていただいてるんですが、そこに関しては日付はですね非常に遅い日付になってます
0:37:19	確か、今月の終わりの日だったと思いますけど、決してそこにあるのがスキームはないですので、できたものから順次出させていただこうと思ってます。以上です。
0:37:32	はい。規制庁深見です。わかりましたよろしく申し上げます
0:37:36	特に今日 1.2 S s の話は構成をまずちゃんとしてくださいっていう趣旨で話をしている中身についてはこれで飯田の悪いだらうっていう。
0:37:50	段階にまだ入ってないと認識していますで、ちゃんと考えをわかるように直してもらってその上で、中身を聞かなきゃいけないと。
0:38:01	という意味では
0:38:04	耐震でいうとディー・ディー・エスへの設計よりも一段階を増えているという状態ですから、今石原さんが言ったようなスケジュール感であればそういう形で、
0:38:19	前に資料出すものということが必要かと思しますので、よくウォッチ
0:38:29	はい。弓削石田でございます。はい。承知いたしましたもとからなるべく早くと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。
0:38:41	はい。あとは、規制庁カミデです。
0:38:46	あと水。
0:38:51	そうですね。
0:38:54	具体的な中身をまた補足説明しようぜって言われちゃうと、あんまり確認をすることもなくなっちゃうんですが最後の 1290。
0:39:05	8 ページのところですけど、
0:39:09	何か一つ一つの評価結果みたいな形ではあるんですけど、全体として、どうだったのかっていうのは最後をまとめないといけなくて、要は基本方針で、
0:39:23	いろいろ整理してですね、こういうことを確認するんだっていう、その目標が本当に達成されているのかっていうことはまとめて簡潔にちゃんと書いてもらう。
0:39:34	いうことだと思いますんで、その辺りはまとめの記載を検討ください。よろしいでしょうか。
0:39:40	日本原燃のオガセでございます。今おっしゃいました通り、各部位の評価結果で、それぞれの機能要求というか要求が、ずつ成立してることを

	確認したというふうに書いてますがきちんとまとめの方で、重大事故の対象、ボックス建屋の方で、
0:39:55	考慮されている重大事故対象として必要な要件、そういったものがきちんと全般的に網羅されているというところをきちんとまとめとして記載のほう追加させていただきます。以上です。
0:40:09	はい。規制庁深見です。よろしく申し上げます。私の方から。そうですね、4-17については以上です。
0:40:19	はい。規制庁濱崎です私の方から、中身について今日の段階でっていう話もあるんですけども、ちょっと補足説明。
0:40:30	等の何を補足内容こちらの会社に計算書に出すかっていうのはですね、ちょっと今、この耐震、4ミリグラム切っても、部分的に何か細かかったり、
0:40:42	することもあって、そこのどちらに何を記載するかっていう点についてはですね今後ちょっとブラッシュアップ必要かというふうに思っていますので、その点はよろしく申し上げますと。
0:40:56	ということで、先ほどちょっと話をしかけました1286ページの話なんですけれども、特に耐震計器、
0:41:06	以外の壁のクライテリアと言っちゃあれなんですけど、要件1と要件2の確認事項の話ですね。で、
0:41:12	この考え方自体、
0:41:16	要は間接支持する、壁とアクセスルート等の壁を、のクライテリアを分けるっていう考え方っていうのは、これ、衛藤。
0:41:27	前から事業者の方で説明をされていった話でしたっけ。
0:41:36	はい。日本に飛ばしてございます。
0:41:40	もう分けるというよりはですね要件1っていったところでの支持性能とっていったところと、要件2っていったところでのその建物がおら壁とか行楽てしまって、アクセスルートを埋めてしまうっていう話のところの、
0:41:56	確認事項がございましたので、その要件1と要件2っていったところを各々の部位で成立させるためにはどうなのかっていったところで、今回我々の頭の整理も兼ねて、こういうことだよって言ったところで、
0:42:12	提示させていただいたのがこの表の意味合いでございます。最終的なその確認っていう家っていうふうな形の方で確認していくのかっていったところを、最終的な燃料加工伊達における評価とっていったところでは実際の計算でやる内容とっていったところを記載させていただいたとっていったところが、

0:42:28	私ども今回の整理としてお渡しいただいた日付になってございます。
0:42:34	はい。規制庁浜崎です。今の富樫さんの説明はわかりましたがやはり余計人よけに、出野様。
0:42:45	考え方を整理するっていうのと、そこでの評価の、
0:42:50	方法例えば評価のクライテリアっていうところがちょっと混在してるかなという感あのところがありました様は、先ほど言ったように受け1要件のクライテリアを、
0:43:00	設ける必要が何であるかみたいところで結果的には2000マイクロ行きますみたいな話になってるっていうのは、非常にわかりにくいと、本来、やはりこうってD S sの検討の目的っていう観点で、
0:43:15	ある意味ところを押さえましょうというような発想。
0:43:20	これ介護からも続いて、伝わってると思うんですけども、
0:43:24	その中で、ある部分的に細かくするっていうのは、帰っても、その物事の判断をわかりにくくしてしまう。で、実際、ここ、
0:43:34	アクセスルートの壁に関しては、詳細な解析をして評価します。だから4000マイクロにしますとかですね、そういうならわかるんですけど、結局やることは、
0:43:45	ある意味、
0:43:46	フローにするとざっくりした解析をして、検討評価をして、2000マイクロ法のやつにしますって言うのに、
0:43:54	いやクライテリアこう分けますみたいな話をすると非常にわかりにくくなるんで、ちょっとそこら辺を踏まえてですね今回言うてるのも、目的を踏まえて、
0:44:06	評価を分けるっていうのは、評価対象を分けるってのはいいんですけども、評価のクライテリアを分ける本当に必要があるのかどうか、続いては
0:44:16	ちょっと私自身は検討が、再考しが必要かなというふうな印象を持ちました。それちょっと私の印象ですんで事業者の方でどう判断するかっていうのは、
0:44:26	検討してもらいたいというふうにまず思います。その点まずいかがでしょうか。
0:44:32	はい。日本原燃の富樫でございます。冒頭中崎さんのおっしゃっていただいたところっていったところが要するに今回の重大事故の1.2の評価っていったところに対してはやはりその総建物全体としてのある程度

0:44:47	よろしくないかもしれませんがじっくりとした評価といったところそうとしてどうなのっていうところを展開していているというところございますので、この主旨考えた時に今のその整理の仕方っていったところで今回の整理も、
0:45:00	通常の耐震要素の部分と非耐震要素といったところでもう少しDBとの位置付けといったところも少し、
0:45:08	意識しながら作ったところではございますけども、その観点のところではやはりその、キョウチとして設定するものと、どちらかというところその位置付け目的なところで整理しているところが今混在しているのかなといったところを少し今、
0:45:22	こちらの資料を今日のご議論を踏まえて改めて少し思っているところでございますので、今一度こちらの方の整備といったところは基本方針側の方にこちらの方の考え方といったところは、データの方に持ってくとといったところもでございますので、
0:45:38	こちらの方を整理する際に合わせてですねちょっとこちらの方に、今日につきましてちょっとブラッシュアップさせていただいて、
0:45:46	次回の改定として出させていただきたいなというふうに思っておりますはい。以上です。
0:45:52	規制庁コサクです。はい。すいません。
0:45:56	そもそもですね、この要件1要件2っていうのはこの前フェーズに書いてますけど、
0:46:04	これ自体は審査会合でお話をしたことだと思ってます。一方で、この要件1と要件2でそれぞれ2000マイクロだ4000マイクロだっていう話をした覚えはあんまりなくて、
0:46:17	要件1でも4000マイクロの話をしていただんだと思ってるんですけど、
0:46:25	どうなんですかね。
0:46:31	はい、議事、二本木西原でございますおっしゃっていただいた通り私の記憶をソーシャルって話なんですけど、大手1億円に、どちらとも要請に対してということを行った上で、ただ、
0:46:45	重大事故対象が確実にできるということを達成するために、判定基準は、S s - D2000にしますという展開だったと思っておりますので、
0:46:58	そういうところで、ややにそごが出てると思しますので、その審査会合でしゃべって、約束したと合うように展開を整理をさせていただきたいと思っております。

0:47:09	はい。規制庁コサクです。そういうことでよろしくお願いします。
0:47:14	ていうのも、あまりこうクリアに切り分けた議論がなかなか難しかったんだと思うので、いろんな機能を考えながら、その機能として何が必要かっていうのを全体見渡した中で、建屋を欲しいよね。
0:47:28	いう話をしたという理解でいます。整理をよろしくお願いします。
0:47:38	はい。日本インターでございます。了解いたしました。はい。はい。
0:47:42	はい。規制庁長谷です。長さんありがとうございます今の長企画調査官のお話、先ほど私が言った話等も通じるというふうに思ってます。
0:47:54	今回の目的に照らし合わせて、よかれと思って部分的に詳細にっていうのが、かえって逆効果になりますのでですね、そこら辺を、
0:48:04	平仄合わせなりバランス取るなりですね、忘れないようにしてもらいたいというのが一つです。それからもう1点、これも確認といえますか、衛藤。
0:48:16	この4-17の資料って、結果しか出てない大きなやり方については、概要が書いてあるということなんですが、その概要だけではとてもわからないので、
0:48:24	これ前回もヒアリングでも言いましたけれども、
0:48:27	こういったこの部材の評価、応力評価のひずみ評価っていうのは、先行例でも幾つかあって、いろんなやり方がありますよという中で今回原燃は、
0:48:39	こういうやり方、ある意味その損益から、それぞれの風の、或いは床の応力ひずみをこうやって評価しますっていうやり方は、次回補足説明であると思ってます。
0:48:51	その時に、その選考を踏まえて、今回の現在のやり方が、適切であるというところはきちんと説明してもらいたいというふうに思ってますので、
0:49:02	運転、ちょっと現段階でちょっと運用札っていいですか確認しておきたいと思いますので、
0:49:09	その認識がよろしいでしょうか。
0:49:14	はい。乳井土橋でございます。前回そちらの趣旨の方でコメントいただいたというふうに思っておりますので、今回演題から岡崎さんおっしゃっていただいている、少しざっくりと評価した部分もございましてそちらの方の考え方といったところの位置付けをご説明するとともに、

0:49:32	こういった考え方といったところも、そんなに先行の事例からも踏まえてそんなにおかしくないといったところをご説明させていただきたいというふうに考えてございます。以上です。
0:49:42	規制庁浜崎です。よろしくお願いします。
0:49:46	私からは以上です。
0:49:51	規制庁、上出です。今のように感じして、
0:49:57	もっと簡単に整理をするっていうのであればあんまり関係がなくなるのかもしれないんですが、
0:50:04	要は評価対象はですね、評価対象部位っていうのが、ねえ、余計①の②でもそうなんですけど、どっかで明示されてますかっていう質問で、計算書では最大応力の発生位置みたいのしか、
0:50:20	出てないかなと思ったんですけど、ここが評価対象ですよっていうのはどっかに限ってますか。
0:50:30	日本原燃のオガセでございます。こちらそちらのご指摘につきましても前回のヒアリングの際にいただいたというふうに認識してございます。実際に今回最大の部位についてお示ししておりますけれどもその母集団はどこかというところを示すというところをご指摘いただいておりますので、
0:50:45	こちらはわかるような形で次回の方対応させていただきたいと思えます。はい。はい。以上です。
0:50:54	藤規制庁カミデです。それが耐震計算書の中であれがいいものなのか、もしくは駅、
0:51:04	基本的な設工認の、そこに全体として、図面をどっかくっつけたりとかすると思うので、そういうところに、
0:51:14	置くべきなのかっていうところも記載場所もですね、全体の設工認としてどうあるべきかっていうことを考えてここに、こういうことを書きますっていうふうに説明をいただければと。
0:51:28	思いますのでまた検討して説明いただければと。
0:51:34	日本原燃の加瀬でございますおっしゃる通りでちょっとそこできるところでございました評価対象部位と要求機能を持つてる部位というところをどういうふうにどこに書くべきかというところあるかと思いますのでその辺を踏まえて、
0:51:46	整理した上で、お示しできるようにいたします。
0:51:53	はい。規制庁菅です。私からは以上です。
0:52:01	規制庁側から事実確認があればお願いします。

0:52:08	はい。よろしければ
0:52:11	この地震 0002 の振り返りを行っていきたいと思います原燃から振り返りをお願いします。
0:52:21	日本イトウしてございます。まず 1 点目といたしましては、今まさしくこちらの方の表で出ている部分でございますけども、許容限界のところの考え方といったところに対しまして、
0:52:33	会合でご説明している部分の 4000 マイクロひずみといったところの連続性も踏まえて、こちらの方の考え方といったところに関しましては再度こちらの方の所、
0:52:44	資料の方をブラッシュアップさせていただきまして中身につきましてご説明できるような形の方で見直しの方をかけていきたいというふうに思っております。またこちらの方の表に関しましては前段の方でございましたけども更新関係の方に移っていくものというふうに考えてございますので、
0:52:59	そちらの方の構成に合わせた形の方で再度計算書の方も見直ししていきたいというふうに思っております。
0:53:05	また地震応答解析部分の方におきましても、良い出し方であったり、D B との不詳合成といった部分に関しまして、見直す箇所があるかというふうに思っておりますのでそちらの方に関しましては D B の計算書にできるだけ合わせたような形の方で、
0:53:22	音声にずれが出ないような形の方で見直しをさせていただきたいというふうに思っております。
0:53:27	また、今後補足説明資料関係の方で、こちらの方の計算書の方をご説明していくといったところがございますですけども、そちらの方の補足に関しましてはこちらの方の評価内容といったところの
0:53:40	妥当性といったところが当社でどのように考えているのかといったところをですね、しっかりと記載するとともに選考を踏まえた上でもそちらの方がおかしくないんだといったところをですね、しっかり明記するような形の方で補足のほうを充実させていただき、いきたいというふうに思っております。以上でございます。
0:54:00	はい。
0:54:03	はい、わかりました。
0:54:05	今の振り替え、富樫さんのまとめについて、規制庁側から何かコメントございますでしょうか。

0:54:13	いや、よろしいですか。そういう、深見です。特段ないんですけど補足説明しようっていう話があってちょっと思い出したんですけど
0:54:23	細かいところ特例みたいなところでどんな補足が出てくるんだろうと思って、別紙
0:54:32	をみてる地震である田浦の別紙5だと1.2S sの話でどんなのが出てくるとか。
0:54:38	ええ。
0:54:39	何か書いてないような気がして、一方十時0002の別紙5に行ってもこれは地震側でやりますみたいな記載があって、何かこれ宙ぶらりんになってるんじゃないかなと思いますけど、どうですか。
0:54:59	はい。日本原燃姜です。
0:55:01	ちょっと別紙5の、大変すいません記載の中で1.2S sの
0:55:06	補足説明資料みたい、ちょっと検討抜けてるところあったかと思います。こちらの方きちっと見直して対応したいと思います。
0:55:19	はい。規制庁上手です。
0:55:22	十時0002とかだとバラ付三藤って書いてあるのはこの通りに、いろいろなものが入ってるんだと思いますし、以前のうちはそういうのが出てきたんだと思いますけど、
0:55:34	出てきて、これが足りないみたいな。
0:55:37	ないよ。うん。しっかり。
0:55:39	これまでの話を踏まえて、
0:55:42	作ってもらえればと思いますので、ちょっとお願いします。あと、またその別紙5もちゃんと書いてもらう。
0:55:49	大事だと思いますんで、きっと。
0:55:54	はい。日本原燃伊藤です。了解いたしました。
0:56:01	と、その他規制庁側から、ございますでしょうか。
0:56:07	はい。
0:56:08	すいません西郷の核になってしまったんですけど今日の資料公開資料二つだったと思うんですけど非公開情報の発言とかはなかったかどうか確認させてください。
0:56:20	はい。日本原燃石田でございます。ヒアリングで非公開情報の発言はございません。以上です。はい。ありがとうございます。
0:56:30	それでは、全体として何か原燃、青木店長が、双方から何か確認等あれば、
0:56:39	よろしいですかね。

0:56:41	はい。それでは本日のヒアリングを終了したいと思います。
0:56:45	お疲れ様でした。お疲れ様でした。
0:56:48	城山社長。